湯野浜振興センター改修工事

（機械設備）

図　面　リ　ス　ト

番号	図　面　名　称	図面番号	番号	図　面　名　称	図面番号
1	機械設備工事特記仕様書（１）	M−01			
2	機械設備工事特記仕様書（２）	M−02			
3	衛生設備撤去、改修衛生器具表	M−03			
4	衛生設備１階改修平面図	M−04			
5	衛生設備２階改修平面図	M−05			
6	衛生設備３階改修平面図	M−06			
7	衛生設備１階便所改修平面詳細図	M−07			
8	衛生設備２階便所改修平面詳細図	M−08			
9	衛生設備３階便所改修平面詳細図	M−09			
10	衛生設備銭湯WC改修平面詳細図	M−10			
11	空調機器表	M−11			
12	空調、換気設備改修１階平面図	M−12			
13	空調、換気設備改修２階平面図	M−13			
14	空調、換気設備改修３階平面図	M−14			
15	空調、換気設備ＰＨ機械室撤去詳細図	M−15			
16	空調設備屋外立面図（東側）	M−16			
17	工事区分表	M−17			

HARADA・ARCHITECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５−１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
TEL（代表）０２３５（２３）８８４４／／FAX０２３５（２３）８８６７

竣工図　管　承認　確認　作成

訂正

令和7年1月31日

担当	主査	課長補佐	課長

鶴岡市建設部
建築課
設計承認済

湯野浜振興センター改修工事
（機械設備工事）

図面内容	表紙・図面リスト	図面番号	M−00
縮尺	Non. Scale	区分	

湯野浜振興センター改修機械設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　山形県鶴岡市湯野浜地内

2．建築概要

建物名称	構造	階数 地上	階数 地下	階数 塔屋	建築基準法上の延面積(㎡)	消防法施行令別表第1の区分	備考
庁舎	ＲＣ造	３階		１階	1,324.19		改修

3．工事種目（●印の付いたものが対象工事）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種目 振興センター			屋外	備考
	改修一式				
● 空気調和設備	〃				
● 換気設備					
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
● 衛生器具設備	改修一式				
● 給水設備	〃				
● 排水設備					
○ 給湯設備	〃				
○ 消火設備					
○ ガス設備					
○					

4．指定部分　　○ 無し　○ 有り（ 範囲:　　工期：令和　年　月　日 ）

5．設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式	設備概要
空気調和方式	○ ダクト方式　（ ○ 中央　○ 各階ユニット ）○ ファンコイル・ダクト併用方式 ● パッケージ方式
主要熱源機器	○鋼製ボイラー　○鋼製簡易ボイラー　○小型貫流ボイラー　○簡易貫流ボイラー　○鋳鉄製ボイラー ○鋳鉄製簡易ボイラー　○温風暖房機　○温水発生機（○真空式 ○無圧式）　○チリングユニット ○空気熱源ヒートポンプユニット　○吸収冷温水機　○吸収冷温水機ユニット ●パッケージ形空気調和機　○マルチパッケージ形空気調和機
換気設備	●　１種換気　○　２種換気　●　３種換気
排煙設備	○　建築基準法　○　消防法
自動制御方式	○　電気式　○　電子式　○　デジタル式
給水方式	○　水道直結方式　○　高置タンク方式　○　水道直結増圧方式　●　受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ○　合流式　●　分流式 ） ポンプ排水　○　有（ ○　汚水　○　雑排水　○　湧水 ） 放流先　　汚水（ ●　直放流下水管　○　浄化槽 ）雑排水（ ●　直放流下水管　○　浄化槽 ）
給湯方式	○　局所式　○　中央式
消火設備方式	○　屋内消火栓設備　○　スプリンクラー設備　○　泡消火設備　○　粉末消火設備 ○　不活性ガス消火設備　（ ○　　）　○　連結送水管設備 ○　連結散水設備　○　フード等用簡易自動消火装置
ガス設備方式	○　都市ガス（ 種別　　、高位発熱量　　MJ/m3(N)、低位発熱量　　MJ/m3(N)）供給圧力　　Pa 一般ガス導管事業者名（　　）　○　液化石油ガス

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、全て「営繕工事共通特記仕様書(最新版)」(山形県県土整備部建築住宅課営繕室制定)及び国土交通大臣官房官庁制定の下記仕様書の内、●印がついたものを適用する。
- ● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）(最新版)　(以下「標準仕様書」という)
- ● 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)　(以下「改修標準仕様書」という)
- ● 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)　(以下「標準図」という)

「営繕工事共通特記仕様書」https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/eizen/koji/kojihome.html

（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様は（　/　）図、建築工事の特記仕様は（　/　）図による。

2．特記仕様
項目及び特記事項は、●印のついたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	● 余裕期間制度	● 適用しない　○ 適用する（実工期　日間、工期の始期日期限 令和　年　月　日） (山形県県土整備部余裕期間制度実施要領)
	● 適用基準等	● 山形県電子納品取扱要領 ● 山形県建築工事写真撮影要領 ● 公共建築工事積算基準　(最新版) ● 公共建築工事共通費積算基準　(最新版) ● 公共建築工事標準単価積算基準　(最新版) ● 公共建築設備数量積算基準　(最新版) ● 山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領及び同要領の運用について
	○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力　風速（ Vo=　　m/s ）地表面粗度区分（　　） ○ 積雪区分　建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
	● 他工事との取合い	図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。
	● 監督職員事務所	○ 設ける　● 設けない
	● 発生材の処理等	● 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る再資源化等に関する法律」(平成12年５月31日法第104号。以下「リサイクル法」という。)施行令又は都道府県が条例で定める建築工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建築資源の実施について適切な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合、監督職員と協議するものとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。 ○ 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法 手作業	分別解体等の方法 手作業、機械作業併用
○ 解体工事	○ 建築設備の取外し	○	○（理由：　）
	○ 内装材等の取外し	○	○（理由：　）
	○ 屋根ふき材の取外し	○	○（理由：　）
	○ 外装材の取壊し	○	○
	○ 上部構造部分の取壊し	○	○
	○ 基礎の取壊し	○	○
	○ 基礎ぐいの取壊し	○	○
	○ その他（　）	○	○
○ 新築工事 ○ 増築工事 ○ 工作物	○ 造成等の工事	○	○
	○ 基礎の工事	○	○
	○ 基礎ぐいの工事	○	○
	○ 上部構造部分の工事	○	○
	○ 外装の工事	○	○
	○ 屋根の工事	○	○
	○ 建築設備工事	○	○
	○ 内装等の工事	○	○
	○ その他（ 外構等 ）	○	

○ 特定建設資材廃棄物の発生材の処理

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称・住所・運搬距離[km]　等
○ コンクリート	
○ コンクリート及び鉄から成る建設資材	
○ 木材	
○ アスファルト・コンクリート	

○ 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
- ○ 発生者に引渡を要するもの　（ ○　金属類　○　機器類　○　　）
- ○ 特別管理産業廃棄物　（ ○　PCB使用機器　○　　）
- ○ 特別管理産業廃棄物の処理方法　PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。
- ○ 下記のアスベスト含有製品は関係法令に従い適切に処理を行う。
  - ○ 発熱部の離隔(断熱処理の工法：アスベスト)
  - ○ 耐火被覆板及び密閉材(BQ性能評定工法：アスベスト)
  - ○ 煙道用パッキン及び断熱材(自家発電装置排気管伸縮継手部：石綿ロープ)
- ○ 現場において再利用を図るもの（　　）
- ○ 再資源化を図るもの　（ ○　　○　　○　　）
- ○ 上記以外の発生材は、可能な限り中間処理施設等において再利用・減量化を図るものとし、処理方法等は監督職員と協議する。
- ○ 再利用、減量化等を含めた発生材の搬出処理費は別途とする。

○ 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理

種類	再資源化	施設の名称・住所・運搬距離[km]　等
	○する　○しない	
	○する　○しない	
	○する　○しない	

○ 建築工事の部
特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
- ○ 発注者に引き渡しを要するもの　（ ○　金属類　○　PCB含有物　○　　）
- ○ 特別管理産業廃棄物　（ ○　廃石綿　○　PCB含有物　○　　）
  （ 運搬距離[km]：　　）
- ○ PCB含有シーリング材の処理
  - 1） 工事判定　○ 第一次判定　○ 第二次判定　○ 除去処理工事
  - 2） 第一次判定 ：現場においてサンプルを採取し、日本シーリング工業会で分析を行うこと。
    - サンプル採取部位　○ 外壁目地　○ 外壁建具周囲目地　○ 図示
    - サンプル採取数　○ 部位毎に各１ヶ所　○ 図示
  - 3） 第二次判定 ：現場においてサンプルを採取し、専門試験機関で分析を行うこと。
    - サンプル採取部位　○ 外壁目地　○ 外壁建具周囲目地　○ 図示
    - サンプル採取数　○ 部位毎に各１ヶ所　○ 図示
  - 4） 除去処理工事
    - 除去処理範囲　○ 外壁建具周囲目地　○ 図示
- ○ 上記以外の発生材は、可能な限り中間処理施設等において再利用・減量化を図るものとし、処理方法等は監督職員と協議する。
- ○ 現場において再利用を図るもの　（　　）

○ 電気設備工事の部
特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
- ○ 発注者に引き渡しを要するもの　（ ○　金属類　○　盤類　○　電線・ケーブル類 ）
  （ ○　　○　　○　　）
- ○ 特別管理産業廃棄物　（ ○　　○　　○　　）
  （ 運搬距離[km]：　　）
- ○ 上記以外の発生材は、可能な限り中間処理施設等において再利用・減量化を図るものとし、処理方法等は監督職員と協議する。
- ○ 再利用、減量化を含めた搬出処理費は今回工事範囲外とする。
- ○ 現場において再利用を図るもの　（　　）

○ アスベスト含有製品及び調査
- （1） 下記の撤去部位は、石綿含有製品が使用されており、原則、調査不要とする。
  - ○ 保温材(石綿入りけいそう土保温材１号)　○ たわみ継手
  - ○ 保温外装材(アスベストセメント)　○ 煙道用パッキン(煙道伸縮部：石綿ロープ)
  - ○ 保温外装材(特殊石棉板)　○ 煙道用パッキン(壁貫通部：アスベスト)
  - ○ 配管接合材(石綿ジョイントシート)　○ ダクトパッキン(石綿テープ)
- （2） 下記の撤去資機材等についてはアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。
  - 調査範囲　（ ○　熱源機器　○　　）
  - 調査方法　（ ○　型番確認の上製造者ヒアリング　○　　）
- （3） 下記の撤去資機材等については定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。なお、調査にかかる費用は、（ ○　本工事　○　別途　）とする。

○ 建設発生土の処理
- ○ 構内指定場所に敷き均し　○ 構内指定場所へのたい積
- ○ 構外に搬出(時期等を監督職員に提出)　搬出距離 約　　km （ DID地区 ○　有り　○　無し ）

○ 建設発生土(埋戻及び盛土用)の仮置場所
- ○ 構内　○

○ 埋戻し及び盛土
- （1） 管周囲の保護　● 山砂の類（ただし、コンクリート管の周囲は根切り土の良質土）
- （2） 埋戻し土及び盛土　● 根切り土の中の良質土　○ 山砂の類

● 火気の使用　建築物内の火気の使用は原則として行わない。

● 施工調査
- 事前調査　（ ● 本工事　○ 別途 ）
- 調査項目　（ ● 既存資料調査　○　　）
- 調査範囲　（ ○ 図示　○　　）
- 調査方法　（ ○ 図示　○　　）
- ● はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。ただし、走査式埋設調査で埋設物の調査ができない場合は、監督職員との協議による。

● 環境への配慮
- （1） 本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和４年２月閣議決定)」による特定調達品目の判断の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。
  ただし、公共工事分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。
- （2） 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
  - ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
  - ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
  - ③ 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ・ｎ・ブチル及びフタル酸ジ・２・エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
  - ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
- （3） 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
  - ① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
  - ② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
  - ③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
  - ④ 建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

● 機材の品質等
- （1） 本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
- （2） 別表に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥全て事項を満たす証明となる資料を提出し監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥全ての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料の提出を省略することができる。
  - ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
  - ③ 安定的な供給が可能であること。
  - ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

別表（品質及び性能に該当する材料・機器等）

鋳鉄製ボイラー	鋼製簡易ボイラー	鋼製小型ボイラー
鋼製ボイラー	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
チリングユニット	吸収冷温水機	吸収冷温水機ユニット
遠心冷凍機	冷却塔	ユニット型空気調和機
ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ及びｴｱﾕﾆｯﾄ形ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	コンパクト形空気調和機	パッケージ形空気調和機
マルチパッケージ形空気調和機	ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機	ｴｱﾌｨﾙﾀｰ(ﾊﾟﾈﾙ形、折込型、袋形)
自動巻取形エアフィルター	電気集じん器	全熱交換器(回転形、静止形)
遠心送風機(多翼形送風機)	斜流送風機	軸流送風機
消音ボックス付送風機	横形遠心ポンプ	立形遠心ポンプ
水中ﾓｰﾄｰﾎﾟﾝﾌﾟ(汚水用、雑排水用、汚物用)	風量ユニット(定風量・変風量)	自動制御システム
衛生器具ユニット	FRP製パネルタンク	密閉形隔膜式膨張ﾀﾝｸ(空調用、給湯用)
ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製ﾏﾝﾎｰﾙﾌﾀ(溶接組立物、ﾎﾞﾙﾄ組立形)	スプリンクラー消火システム	不活性ガス消火システム
泡消火システム	ハロゲン化物消火システム	厨房システム
マンホールふた・弁桝ふた		

● 機材の承諾図　機械設備工事機材承諾図様式集(最新版)によるほか、監督職員の指示による。

● 耐震措置　設備機器の固定は、次に示す事項を除き、全て建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。ただし、重量１kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。
- （1） 設計用水平地震力　機器の重量[kN](水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量)に、地域係数0.9及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	○ 特定の施設 重要機器	○ 特定の施設 一般機器	○ 一般の施設 重要機器	○ 一般の施設 一般機器
上層階 屋上 及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間層	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

備考１）上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階以上建の場合は上層４階とする。
中間層とは地下階及び１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
備考２）屋外設置機器の耐震は１階及び地下階に準ずる。
- ① 100kg以下の軽量な機器(標準仕様書の適用を受けるものを除く)においても耐震を考慮し、据付け又は取付けを行うものとする。前記指針の方法によらなくてもよい。
- ② 重要機器は次のものを示す。(水槽類にはオイルタンクを含む。)
  - ○ 給水機器（　　）
  - ○ 排水機器（　　）
  - ● 換気機器　● 空調機器　○ 熱源機器　○ 防災機器　○ 監視制御設備
  - ○ 危険物貯蔵設備　○ 火を使用する設備　○ 避難経路上に設置する機器

（2） 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１/２とし、水平地震力と同時に動くものとする。

● 仮設工事
- ● （建築工事の部)特記仕様書による
- ● 足場その他
  - ● 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる
  - ○ 本工事で設置する
    「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
  - ○ 内部足場　種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種 ○ F種 ○ G種
  - ○ 外部足場　種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種 ○ F種
    防護シート　○ 設置する　○ 設置しない
  - ○ 材料、撤去材等の運搬方法（建築工事編２．２．１　表２．２．１による）
    種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種
  - ○ 仮設間仕切　種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種
  - ○ 既設部分の養生　○ 行う（ ○ ビニールシート等 ○　　）○ 行わない

○ 工事期間中停止させない機器　○ 無し　○ 有り（　　）

○ 再使用品の特別な清掃等　○ 行わない　○ 行う

○ 再使用品の状態及び性能・機能確認　○

● 完成時の提出図書　監督職員との協議による。なお、施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。
完成図　● CADで新規作成　○ 既存完成図の修正
提出物

	● 完成図		● 施工図		備考
原　図	A３判　１部		A３判　１部		２つ折りケース収納
複写図	A３判　１部		A３判　１部		２つ折り製本
CADデータ	● 要	○ 不要	● 要	○ 不要	要の場合、ｵﾘｼﾞﾅﾙﾌｧｲﾙも提出（２部）

備考）施工図で、原図を提出できないものは原図に代わる図で良い。
保全に関する資料
- ○ 「管理者のための建築物保全の手引き」(建設大臣官房官庁営繕部監修)　□ 冊
- ● 建築物等の利用に関する説明書
  「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成する。当該施設固有の内容に整合した保全方法を写真等を用い具体的に分かり易い解説をした図書とする。
  提出物　A４判　１部（ファイル綴じ込み、関連工事と合本する）
- ● 保全に関する資料
  機器取扱い説明書、機器製作図、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整報告書、主要材料等
  提出物　A４判　２部（ファイル綴じ込み）
- ● 機器取扱い説明書
  宿舎等で共用部を除く部分に設置した機器の取扱い説明書をまとめる。
  提出物　A４判　１部（ファイル綴じ込み）

● 技能士の適用
- ● 配管施工(配管工事)　● 建築板金施工(ダクト製作及び取付け)　● 熱絶縁施工(保温工事)
- ● 冷凍空気調和機器施工(チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備)

○ 配管　ステンレス鋼管の接合　呼び径60Su以下（ ●SAS322を満たした継手　○　　）
呼び径75SU以上（ ○ 溶接接合　○ﾊﾟｳﾀﾞｰﾝｸﾞ形管継手による接合　○ﾌﾗﾝｼﾞ接合 ）

● 電源周波数　50Hz

○ 冷媒(フロン系)回収　冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により適切に行うこと。ただし、家電リサイクル対象機器は除く。
冷媒回収の費用は（ ○　本工事　○　別途　）とする。
家電リサイクル対象機器の冷媒回収方法はポンプダウン方式とする。
リサイクル料金は（ ○　本工事　○　別途　）とする。

● 配管の試験
- 既設配管系統の試験　給　水　○ 行わない　● 行う　排　水　○ 行わない　● 行う
  冷温水　○ 行わない　○ 行う　冷却水　○ 行わない　○ 行う
- 試験方法　給　水　● 水圧試験　○　排　水　● 通水試験　○
  冷温水　○　○　冷却水　○　○

● 総合試運転調整　○ 各機器の個別運転調整後に下記の総合調整を行い、測定報告書を提出する。
- ○ 風量調整　○ 水量調整　● 室内外空気の温湿度の測定
- ○ 室内気流及びじんあいの測定　○ 騒音測定　○ 飲料水の水質の測定
- ○ 雑用水の水質の測定　○　○

○ 非破壊検査
- （1） 放射線透過検査等による埋設物の調査　○ 行わない　○ 行う
- （2） 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。

● 既存躯体への穿孔　穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる附属装置等を用いて施工する。

● 既設インサート他　既設インサート及びアンカーボルト　（ ○ 使用しない　● 使用する ）

● あと施工アンカー　○ 接着系アンカー(接着剤は有機系とする)　● 金属拡張性アンカー(※本体打込式)
ただし、配管・ダクト・機器等の天井吊り下げ用アンカーには、接着系アンカーは使用しない。
- （1） 性能確認試験　● 行わない　○ 行う
- （2） 施工後確認試験　○ 行わない　● 行う

● 電動機　換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は製造者規格による標準品としてもよい。

● 容量等の表示
- （1） 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
- （2） 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は原則として表示された数値以下とする。

● 弁等のサイズ　特記されていない弁等のサイズは機器附属品を除き接続配管のサイズと同じとする。

● 支持及び固定　標準仕様書記載以外の天井吊形、カセット形、天井隠ぺい形の機器の支持は吊り用ボルトで行い、振れ止めを施したものとする。

● 支持金物・固定金具
- （1） ポンプ、屋外機器及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製(SUS304)とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ(樹脂製)を取り付ける。
- （2） 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
- （3） 冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。
- （4） 冷媒管の吊り用支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆銅管と吊金具との間に設け、自重による断熱材の食い込みを防止する。

○ 建物導入部配管の変位吸収　図示の箇所に施工する。施工方法は「標準図」建築物導入部の変位吸収配管要領（一）、（二）による。
（ ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ））

● 保温外装　屋内露出の保温外装は、合成樹脂カバー２とする。

○ 塗装　○ 保温を行わない居室・便所・湯沸室及び屋外の露出配管(鋼管)、ダクトには塗装を行う。
○ 図示による。

○ 地中埋設標等
- （1） 地中埋設標(図示の位置)　○ 要　○ 不要
- （2） 埋設表示テープ(排水管を除く)　○ 要　○ 不要

○ 溶接部の非破壊検査　対象配管系統　○ 冷温水　○ 冷却水　○ 消火(水用) ○ 油　○ ガス

● 電線類　電線及びEMケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．11による。

○ 絶縁継手取付け箇所　図示による。

● 案内板等　機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称Ａ１の図面（ 枚）をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。屋外に設置する危険物表示版等の材質はアルミニウム製とする。

○ アスベスト含有製品処理等
- ○ 本工事
  ダクトフランジパッキン及び配管エルボ部保温材の処理方法は、以下による。
  撤去する長方形ダクトのフランジ部、配管のエルボ・チーズ部に含まれる石綿を処分するためフランジ・エルボ・チーズの前後を切断し、他のダクト・配管とは別に廃棄を行う。
  ※ 配管、ダクト以外の解体方法は、関連する官公署、石綿作業主任者などに確認し法令に従い適切に処理を行うこと。

  アスベスト含有部材を撤去・取外しを実施する場合の施工要領（参考）

ダクトフランジ部撤去詳細図

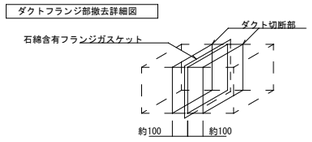

1．ダクトの切断に当たり飛散防止処置として、フランジ部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行う。
2．フランジ部両側約100mmの箇所において慎重に切断する。
3．ダクト片側の切断終了後、フランジ部内部を外面同様、飛散防止処置として飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行い、もう片側の切断を行う。
4．切断したフランジ付ダクトは、ビニル袋等に詰め、構外搬出適切処理とする。

配管エルボ・チーズ部撤去詳細図

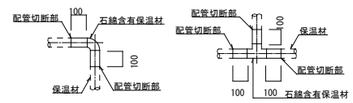

1．配管の切断に当たり飛散防止処置として、保温材部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行う。
2．保温材部両側約100mm の箇所において慎重に切断する。
3．切断した保温付配管は、ビニール袋等に詰め、構外搬出適切処理とする。

石綿含有設備資材撤去リスト

種類	寸法	箇所	備考(ダクト板厚)
ダクトフランジ部	200×150	4	(0.5)
	250×100	4	(0.5)
	300×150	4	(0.5)
	400×150	2	(0.5)
	500×150	10	(0.6)
	700×300	9	(0.6)
	300×150	21	(0.5)
	550×250	6	(0.6)
配管フランジ部	80Ａ	2	
	100Ａ	2	
	150Ａ	2	

※ ダクトフランジ部の撤去に先立ち、フランジ部１箇所につき２箇切断する。

ＨＡＲＡＤＡ・ＡＲＣＨＩＴＥＣＴＵＲＥ　ＧＲＯＵＰ株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８第４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図　訂正

令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長
鶴岡市建設部 建設課 設計承認				

湯野浜振興センター改修工事
（機械設備工事）

図面内容　機械設備工事特記仕様書（1）　図面番号　Ｍ－01
縮尺　NON　区分

空気調和設備

● 設計温湿度

		外気条件		屋内(調整目標)			
				一般系統		系統	
		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	9時	℃	%	28 ℃	45 %	℃	%
	12時	℃	%				
	14時	℃	%				
	16時	℃	%				
冬季		℃	%	19 ℃	40 %	℃	%

○ ばい煙濃度計　取付け箇所は図示による。

○ 煙突　○ 別途　○ 本工事（ 鋼板厚　mm、高さ　m以上 ）

○ 鋼板製煙道　鋼板は煙道径300mm以下は3.2mm、300mmを超えるものは4.5mmとする。
煙道を設置する場合、ばいじん測定口(口径100φ、タッピング)を設けること。
(煙道経400mmを超えるものには、掃除口に蝶番を取付けること。)

● ダクト　● 低圧ダクト （● 長方形ダクト　● スパイラルダクト　）
（● ｺｰﾅｰﾎﾞﾙﾄ工法　○ アングルフランジ工法　(長辺の長さが1,500mm以下の部分)）
○ 高圧１ダクト(適用範囲は図面による)

○ 風量測定口　取付箇所は図示による。取付面は監督職員の指示による。

○ ダンパー　（1）防煙ダンパー　復帰方式　遠隔式(定格入力はDC24V、0.7A以下とする。)
（2）ピストンダンパー　復帰方式　遠隔式

● 配管材料
（1） 冷温水管　既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)
（2） 冷却水管　既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)
（3） 蒸気管(給気管)　既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(黒)　改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(黒)
(還管)　既設 ○ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)(Sch40)　改設 ○ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)(Sch40)
（4） 油管、油用通気管
(一般)　既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)
(土中)　既設 ○ ポリエチレン被覆鋼管　改設 ○ ポリエチレン被覆鋼管
（5） 膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラー等への補給水管
既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)
（6） 空調用補給水管　既設 ○ ステンレス鋼管(SUS304)　改設 ○ ステンレス鋼管(SUS304)
（7） 空調用排水管　既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)
○ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)　● 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
（8） 冷媒管　既設 ○ 断熱材被覆銅管(難燃性)　改設 ● 断熱材被覆銅管(難燃性)

○ 弁類　○ ５ｋ　呼び径65Ａ以上の弁は、バタフライ弁とする。
ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。

○ 鋼管用伸縮管継手　○ ベローズ形　○ スリーブ形

○ 温度計　円形指示計とする。

○ 瞬間流量計　止水コック付とする。（ ○ 着脱形　○ 固定形 ）
着脱形の流量指示部　（ ○ 40A用 □ 個　○ 100A用□ 個　○ 250A用□ 個 ）を附属する。

○ チャンバー
（1） 内貼を施すチャンバー類の表示寸法は、外形寸法を示す。
（2） 空気調和機に取付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系統で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。
（3） 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバーは雨水の滞留のないように施工する。

● 保温
（1） 蒸気還り管の保温不要(屋内露出は除く)
（2） 建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４表２．３．２の温水管の項による。
(エア抜き弁以降の配管は除く。)
（3） 屋外露出管(弁、フランジを含む)の保温は、標準仕様書第２編３．１．４表２．３．３　Ｅ２・(ﾊ)とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。
（4） 還気ダクトの保温　○ 要(保温の厚さ25mm、範囲は図示による)　○ 不要
（5） 外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温　○ 要　○ 不要
（6） 排気ダクトは外壁開放部より１m程度を保温する。(チャンバーボックスを含む)
（7） 冷媒管の保温外装
居室露出部　○ 保温化粧ケース(樹脂製)　○ 保温化粧ケース(SUS)
屋外　● 保温化粧ケース(● 樹脂製　○ 亜鉛めっき鋼板製 ○ SUS製)　○

○ 塗装　下記の部位に使用するダクトには塗装を行う。
○ 制気ロボックス内面(居室・便所の見えかかり部)　○ 図示による。

換気設備

● 準拠事項　[○ 空気調和設備の該当事項に準ずる。]
● ダクト　○ 風量測定口　○ ダンパー　○ チャンバー　○ 塗装

○ 開放形湯沸器用排気フード　○ 既設　○ 改設 （ ○ 別途　○ 本工事 ）

○ 厨房用排気ダクト　アングルフランジ工法とする。
既設 ○ 亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板(SUS304)
改設 ○ 亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板(SUS304)(板厚は衛生器具表空調１の厨房排気ダクトの板厚表による)

○ 厨房用排気フード
既設　材質(天幕とも)　○ ステンレス鋼板(SUS304) ○
フード周囲の天幕(フード面から天井面まで)　○ 有り　○ 無し
改設　材質(天幕とも)　○ ステンレス鋼板(SUS304) ○
フード周囲の天幕(フード面から天井面まで)　○ 取付ける　○ 取付けない
フードコック　○ 取付ける　○ 取付けない

○ 多湿箇所の排気ダクト
（1） 厨房系統、浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統のダクトのシールは「標準図」シールの施工例(一)、(二)のＮシール＋Ａシール＋Ｂシールとする。
（2） 水抜き管　○ 要　○ 不要

● 保温　空気調和設備の該当事項によるほか、全熱交換器の給気ダクトの保温を行う。

排煙設備

○ ダクト　既設 ○ 亜鉛鉄板 ○ 普通鋼板(厚1.6mm)　改設 ○ 亜鉛鉄板 ○ 普通鋼板(厚1.6mm)

○ 排煙口の形式
既設 ○ スリット形 （ ○ 天井取付 ○ 壁取付)　改設 ○ スリット形 （ ○ 天井取付 ○ 壁取付)
○ パネル形 （ ○ 天井取付 ○ 壁取付)　○ パネル形 （ ○ 天井取付 ○ 壁取付)
○ ダンパー形 （ ○ 天井内取付 ○ ）　○ ダンパー形 （ ○ 天井内取付 ○ ）

○ 排煙口の開放装置
既設 ○ 電気式 （ 遠隔操作機能 ○ 有り　○ 無し ）
改設 ○ 電気式 （ 遠隔操作機能 ○ 要　○ 不要 ）
排煙口から手動開放装置への配線は、標準仕様書第４編1.5.1表4.1.11による耐熱・耐火ケーブルとする。

○ 排煙風量測定方法　建築設備定期検査業務基準書2016年版((一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

自動制御設備

○ 中央監視制御装置　○ 有り （ ○ 新設　○ 既設 ）　○ 無し

○ 中央監視制御装置の構成・機能
（1） 中央監視制御装置の構成・機能は別紙による。
（2） 中央監視制御装置のソフト追加、変更及び機能変更　○ 有り　○ 無し

○ 計装用配線　電線及びEMケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

衛生器具設備

● 大便器洗浄方式　既設 ● 洗浄タンク方式　○ 洗浄弁方式(不凍結節水弁付)
改設 ● 洗浄タンク方式　○ 洗浄弁方式(不凍結節水弁付)

○ 小便器自動洗浄　既設　個別感知方式とする。（ ○ 小便器一体型　○ 小便器分離型 ）
改設　個別感知方式とする。（ ○ 小便器一体型　○ 小便器分離型 ）

○ 器具付属水栓　固定こま式(節水こま式)とする。

○ 衛生器具ユニット　別図による。

給水設備

● 量水器
既設　親メーター ● 現地表示式(直読式)　○ 遠隔表示式(○電文式 ○ パルス式)(● 貸与品 ○ 買取)
子メーター ○ 現地表示式(直読式)　○ 遠隔表示式(○電文式 ○ パルス式)(○ 貸与品 ○ 買取)
改設　親メーター ● 現地表示式(直読式)　○ 遠隔表示式(○電文式 ○ パルス式)(● 貸与品 ○ 買取)
子メーター ○ 現地表示式(直読式)　○ 遠隔表示式(○電文式 ○ パルス式)(○ 貸与品 ○ 買取)

● 量水器桝
既設　親メーター用　● 水道事業者指定品　○ 「標準図」量水器桝
子メーター用　○ 水道事業者指定品　○ 「標準図」量水器桝
改設　親メーター用　● 水道事業者指定品　○ 「標準図」量水器桝
子メーター用　○ 水道事業者指定品　○ 「標準図」量水器桝

● 配管材料
（1） 一般配管
既設 ● 塩ビライニング鋼管 （ ○ VA　● VB ）
改設 ● 塩ビライニング鋼管 （ ○ VA　● VB ）　○ ステンレス鋼管(SUS304)
（2） 土間配管
既設 ● 塩ビライニング鋼管 （ ● VD ）
改設 ● 塩ビライニング鋼管 （ ● VD ）　○ ステンレス鋼管(SUS304)
（3） 屋外地中用
既設 ○ 塩ビライニング鋼管(VD)　○ ビニル管 （ ○ VP　○ HIVP ）　● ポリエチレン二層管
改設 ● ポリエチレン二層管　○ 水道配水用ポリエチレン管

○ 弁類
（1） 水道直結部分　● 10K
（2） その他の部分　● ５Ｋ　○ 10K
呼び径65Ａ以上の弁はバタフライ弁とし、ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。

○ 不凍水栓柱　化粧ケーシング （ ○ アルミニウム合金製　○ 合成樹脂製 ）

● 給水栓
（1） 屋内 （ ● 一般水栓　○ 耐寒水栓 ）　屋外 （ ○ 一般水栓　○ 耐寒水栓 ）
（2） 湯沸室、台所、厨房用水栓は泡沫式とする。
（3） 耐寒水栓はJWWAの認証品とする。

○ 埋設深さ
（1） 一般敷地内 （ □□□　m以上)
（2） 敷地内車両道路(□□□　m以上)

○ 保温　屋外露出管(弁、フランジを含む)の保温は、標準仕様書第２編(表２．３．５ e2・(ﾊ))とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。

○ ステンレス管の接合方法
（1） 呼び径60SU以下　SAS322(一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準)を満足した継手による接合
（2） 呼び径75SU以上　○ 溶接接合　○ ハウジング形継手による接合　○ フランジ接合

○ 引込納付金等　○ 要　（ ○ 本工事　○ 別途 ）　○ 不要

排水設備

● 配管材料
（1） 屋内汚水管(屋外第１桝まで)
既設 ● 硬質ポリ塩化ビニル管　○ 排水用塩ビライニング鋼管・鉛管
改設 ● 硬質ポリ塩化ビニル管　※ビニル管(RF-VPは、衛生器具との接続に限る。)
（2） 屋内雑排水管 (屋外第１桝まで)
既設 ● 硬質ポリ塩化ビニル管　○ 排水用塩ビライニング鋼管・鉛管
改設 ● 硬質ポリ塩化ビニル管　○ 配水管用炭素鋼鋼管(白)
（3） 通気管
既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　○
改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　○
（4） 屋外汚水、雑排水管
既設 ○ コンクリート管　○ ビニル管(VP)
改設 ○ ビニル管(RS-VU)[車道部以外]　○ ビニル管(VP)[車道部]　○ ビニル管(VP)
（5） ポンプアップ管(汚水)
既設 ○ 排水用塩ビライニング鋼管(圧送MD)　○
改設 ○ 排水用塩ビライニング鋼管(圧送MD)　○
（6） ポンプアップ管(雑排水・湧水)
既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)(圧送MD)　○
改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)(圧送MD)　○

○ 満水試験継手　図示の位置に取付ける。

○ 台所流し等の排水管　台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管(RF-VP)でもよい。

○ 放流納付金等　○ 要　（ ○ 本工事　○ 別途 ）　○ 不要

給湯設備

○ 配管材料　膨張管及び補給水タンクよりボイラー等への補給水管を含む。
既設 ○ 耐熱性塩ビライニング鋼管　○ ステンレス鋼管(SUS304)　○ 鋼管
○　○
改設 ○ 耐熱性塩ビライニング鋼管　○ ステンレス鋼管(SUS304)　○
○　○

○ 弁類　給水設備の当該事項による。

○ 保温　湯沸器の給排気筒(二重管)の隠ぺい部保温を行う。
(保温の種別は標準仕様書第２編３．１．５表２．３．５のｈ・(ｲ)・ⅸとする)

消火設備

○ 配管材料
（1） 一般
既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　○ 圧力用配管用炭素鋼鋼管(Sch40)
改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　○ 圧力用配管用炭素鋼鋼管(Sch40)
（2） 地中埋設部
既設 ○ 外面被膜鋼管(SGP-VS)　○ 外面被膜鋼管(STPG-370VS)
改設 ○ 外面被膜鋼管(SGP-VS)　○ 外面被膜鋼管(STPG-370VS)

○ 屋内消火栓種別
既設 ○ 易操作性１号消火栓　○ ２号消火栓
改設 ○ 易操作性１号消火栓　○ ２号消火栓　○ 広範囲型２号消火栓

○ 屋内用消火栓開閉弁　○ 10K

○ 地中埋設配管の接合　外面被覆鋼管の呼び径100Ａ以下はねじ接合とする。

○ 保温
（1） 充水タンクの保温　既設　○ 有り　○ 無し　改設　○ 要　○ 不要
なお、充水タンクの保温は、標準仕様書第２編３．１．５表２．３．５　鋼板製タンクの項による。
（2） 消火配管の保温　既設　○ 有り　○ 無し　改設　○ 要　○ 不要
なお、消火配管の保温は、標準仕様書第２編３．１．５表２．３．５　給水管の項による。
（3） 屋外露出管については給水管に準ずる。

ガス設備

○ 配管材料
（1） 一般
既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　○ ガス事業者の規定による
改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　○ ガス事業者の規定による
（2） 地中埋設部
既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)　○ ガス事業者の規定による
改設 ○ ガス用ポリエチレン管　○ ガス事業者の規定による

○ 親メーター　○ 実測式　○ パルス式　○ 貸与品

○ 子メーター　○ 実測式　○ パルス式　○ 買取り

○ ガスボンベ　貸与品　（ ○ 50kg □□ 本 ）
（1） 集合装置　○ 「標準図」液化石油ガス容器廻り配管要領による　本立て
（2） 転倒防止等　○ 「標準図」液化石油ガス容器転倒防止施工要領(○ (a) ○ (b))
○ 容器固定具をＧＬ＋300に追加設置する。

○ パルスタンク　○ 有り　○ 無し

○ ガス漏れ警報器　○ 本工事(図示の場所に取付ける)（ ○ 分離形　○ 一体形 ）　○ 別工事
外部出力端子 （ ○ 有り　○ 無し ）

○ 埋設深さ
（1） 一般敷地内　(□□□　m以上)
（2） 敷地内車両道路 (□□□　m以上)

厨房機器設備

○ 熱調理器の熱源　既設 ○ ガス　○ 電気
改設 ○ ガス　○ 電気

○ 厨房機器類
（1） 仕様・性能等は図示による。機器の寸法は概略寸法とする。
（2） 厨房機器据付手要領は、「標準図」厨房機器据付手要領による。

雨水利用設備

○ システム構成その他　別図による。

○ 配管材料
（1） 一般配管　既設 ○　改設 ○
（2） 集水管　既設 ○　改設 ○

○ 量水器　○ 直結式　○ パルス式

○ 弁類　○ 図面に特記なき場合は、JIS又はJV5Kとする。

浄化槽設備

○ 処理能力　対象人員　□□　人　BOD濃度　□□　mg/L　BOD除去率　□□　%以上

○ 流入負荷　汚水量　□□　m3/日　BOD濃度　□□　mg/L

○ 処理方式　○ 小規模合併処理（告示区分第１の処理方式及びその他同等の能力を有するもの又は建築基準法施工令第35条１項の大臣認定）
○ 合併処理(告示区分第２、第３、第６の処理方式)

○ 主要構造　○ ユニット形(FRP製)　○ 現場施工形
設置スペース　約 □□　Ｌ × □□　Ｗ

○ 総電気容量　□□ 相 × □□　Ｖ × □□　kW

○ ばっ気槽用送風機
（1） 屋外に設置する送風機はカバー付とし、コンクリート基礎上に設置する。
（2） 送風機にはケーブル(ビニルキャブタイヤケーブル)を約 □□ m 附属する。
（3） 送風機を２基設置する場合タイマーによる自動交互運転とする。

○ 流入側
（1） 流入管底　設計GL－ □□　m
（2） 浄化槽本体への流入方式(必要な場合はポンプアップ方式とする)

○ 放流側
（1） 浄化槽本体よりの自然放流可能管底　設計GL－ □□　m
（2） 浄化槽本体よりの放流方式(必要な場合はポンプアップ方式とする)

○ 排気管及び排気かさ　構造上不要な場合は設けない。

○ ポンプ　流入用並びに放流用ポンプは各々２台設置し、自動交互異常時同時運転とする。

○ 制御盤　○ 製造者標準品　○ 標準仕様書による
（ ○ 漏電、過負荷、満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。 ）

○ マンホール　○ 製造者標準品安全荷重　（ ○ 5　○ 15　○ 50　kN以上とする。）
○ 標準図(マンホールふた)（ ○ MHB　○ MHM　○ MHD ）

○ 装置耐荷重　耐荷重はマンホール安全荷重による。

○ 土工事
（1） 基礎杭　○ 要（ ○ 本工事　○ 別途 ）　○ 不要
（2） 基礎コンクリート　○ 要（ ○ 本工事　○ 別途 ）　○ 不要
（3） 根切り　○ 本工事　○ 別途
（4） 埋戻し　○ 本工事　○ 別途
（5） 躯体(現地施工形の場合)　○ 本工事　○ 別途
（6） 山留め　○ 要（ ○ 本工事　○ 別途 ）　○ 不要
（7） 水替え(自然水位GL－m)　○ 要（ ○ 本工事　○ 別途 ）　○ 不要
（8） 残土処分　○ 構外搬出　○ 敷き均し

○ 消毒剤　30日分を納入する。

○ 水質表示等の提出　一定期間定常状態で使用後、放流水質等を記入した測定表を提出する。

○ フローシート　合成樹脂製パネル(厚さ５mm以上、文字は彫り込み)を取付ける。

○ 消泡装置　ノズル式又は消泡剤とする。

その他

● 各配管方法　給水配管、給湯配管、排水配管、冷温水配管、冷却水配管等の異種管接合は行わない。

工事内容

ＨＡＲＡＤＡ・ＡＲＣＨＩＴＥＣＴＵＲＥ　ＧＲＯＵＰ株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８第４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	保管 / 承認 / 確認 / 作成	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	機械設備工事特記仕様書（2）	図面番号	M－02
			鶴岡市建設部 建築課 設計承認						縮尺	NON	区分	

撤去器具表

名　称	備　考	仕様及び付属品	1階便所	1階多目的便所	2階便所	2階多目的便所	3階便所	銭湯便所	合計
和風大便器	撤去・処分	便器、ロータンク、紙巻器	4		4		4		12
和風大便器（兼用）	撤去・処分	便器、ロータンク、紙巻器						2	2
洋風便器	撤去・処分	暖房便座	2		2		2		6
カウンター式洗面器	撤去・処分	立水栓、止水栓、排水Ｓトラップ	4		4		4		12
車いす用壁掛洗面器	撤去・処分	立水栓、止水栓		1		1			2
傾斜カガミ	撤去・処分	照明付傾斜カガミ		1		1			2

改修衛生器具表

名　称	参考品番（TOTO）	仕様及び付属品	1階便所	1階多目的便所	2階便所	2階多目的便所	3階便所	銭湯便所	合計
洋風便器	CS232B TCF6623	防露式密結ロータンク（床給水、床排水、手洗なし） 温水洗浄暖房便座（貯湯式1φ100V-318W）二連式紙巻器	4		4		4		12
洋風便器	CS232B TCF6623	防露式密結ロータンク（床給水、床排水、手洗付） 温水洗浄暖房便座（貯湯式1φ100V-318W）二連式紙巻器						2	2
温水洗浄暖房便座	TCF6623	貯湯式1φ100V-318W	2		2		2		6
カウンター式洗面器	TLE28SS1W TLDS2201JA	台付自動水栓　単水栓（AC100V） 排水トラップ（床排水）	4		4		4		12
車いす用壁掛洗面器	TLE28SS1W	台付自動水栓　単水栓（AC100V）		1		1			2
傾斜カガミ	LM531E	照明付傾斜カガミ		1		1			2
ベビーシート	YKA24S	樹脂製開閉式　690×265(使用時815)×1400		1					1

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図　管　承認　確認　作成

訂正

令和７年１月31日

担当	主査	課長補佐	課長

鶴岡市建設部
建築課
設計承認済

湯野浜振興センター改修工事
（機械設備工事）

図面内容	衛生設備撤去、改修衛生器具表	図面番号	Ｍ－03
縮尺	NON	区分	

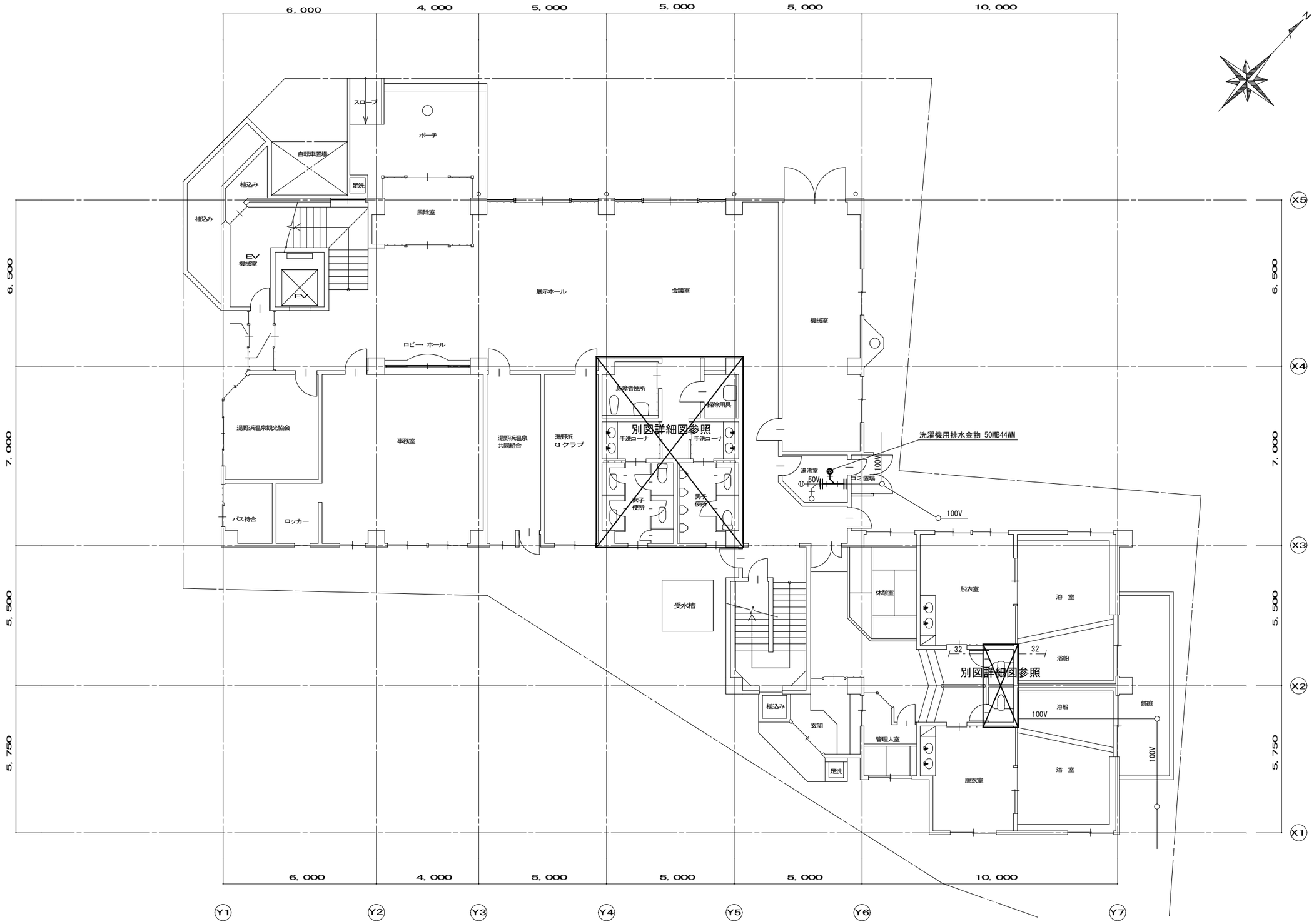

衛生設備1階改修平面図　S＝1/150

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社 管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志 １級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９ 補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号 ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７	竣工図 管 承認 確認 作成	訂正	令和７年１月31日 鶴岡市建設部 建築課 設計承認済	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事 （機械設備工事）

図面内容	衛生設備1階改修平面図	図面番号	M－04
縮尺	1／150	区分	

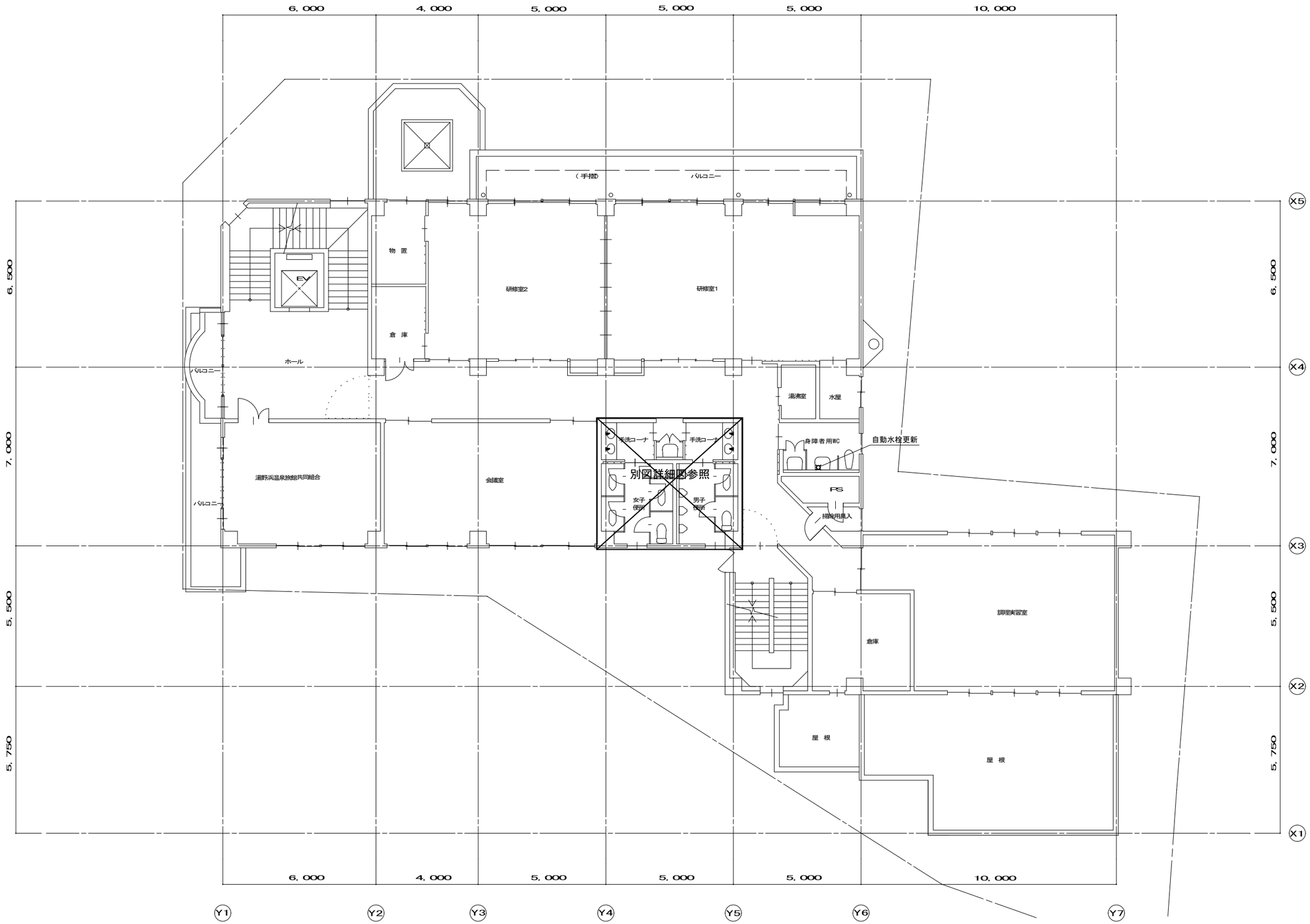

衛生設備2階改修平面図　S＝1/150

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図							
管	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事
承認		鶴岡市建設部					（機械設備工事）
確認		建築課					
作成		設計承認済					

図面内容	衛生設備2階改修平面図	図面番号	Ｍ－05
縮尺	１／１５０	区分	

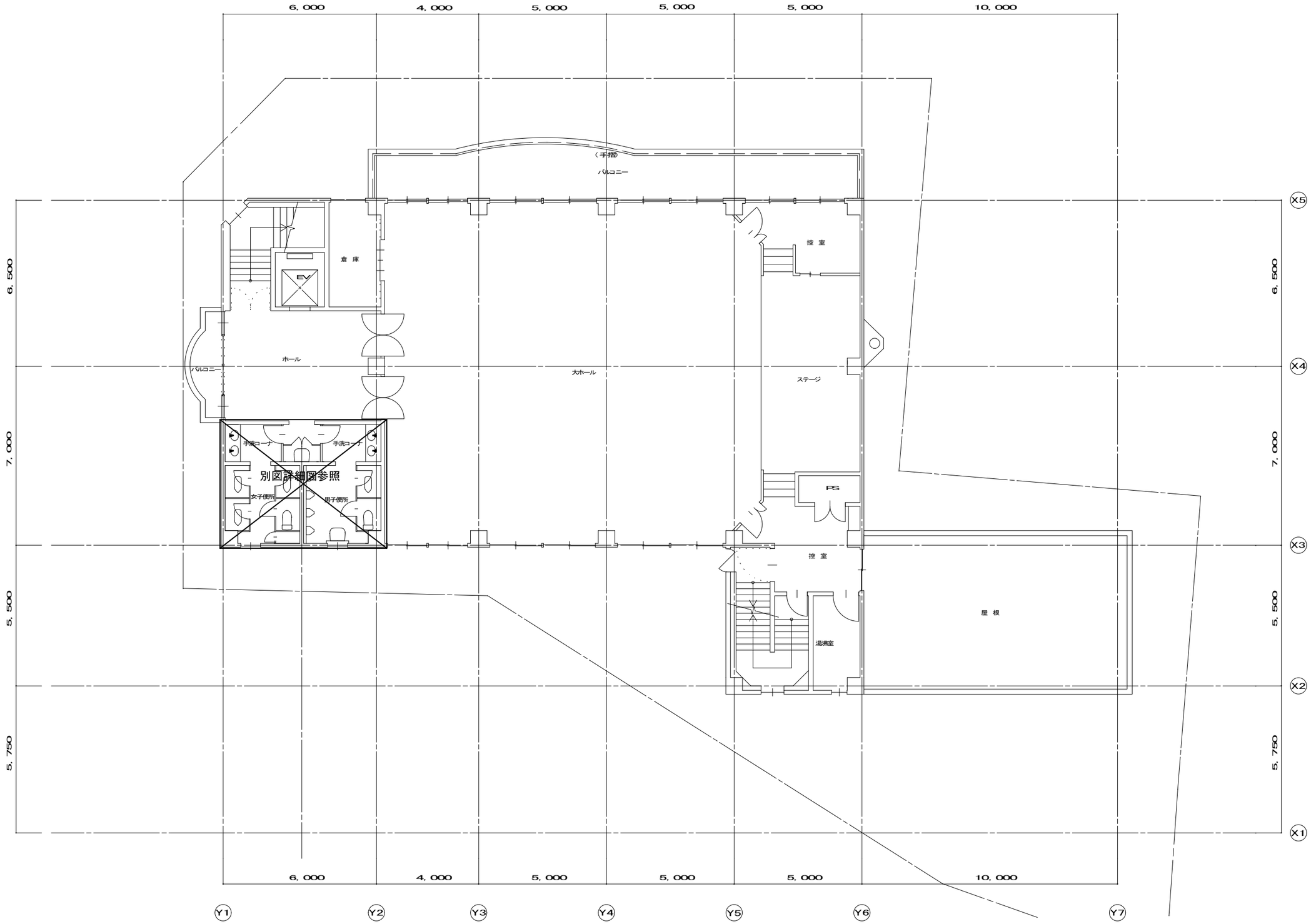

衛生設備3階改修平面図　S＝1/150

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	管	承認	確認	作成	訂正	令和7年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	衛生設備3階改修平面図	図面番号	M－06
						鶴岡市建設部 建築課 設計承認済						縮尺	1／150	区分	

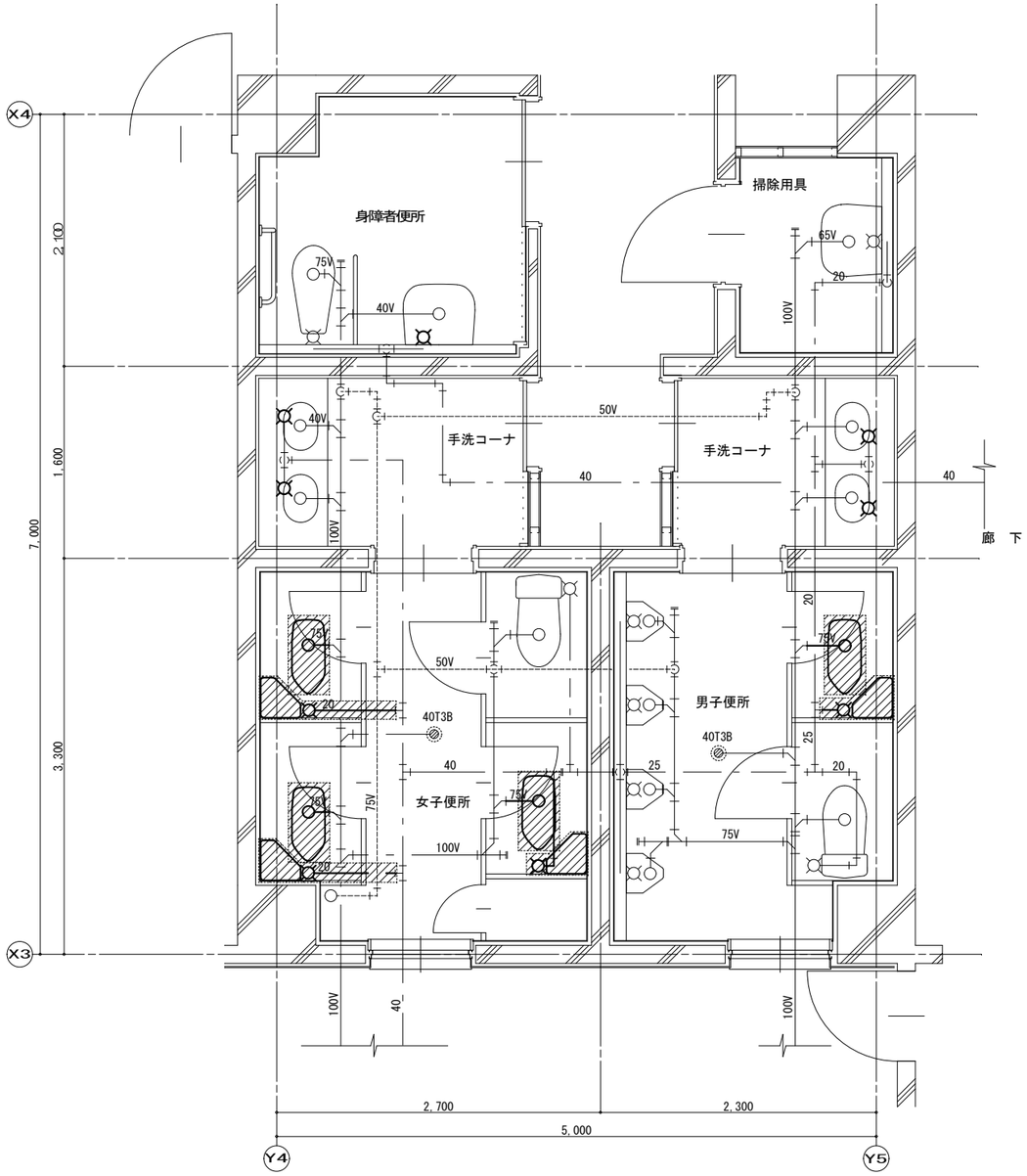

衛生設備1階便所撤去平面図　S＝1/50

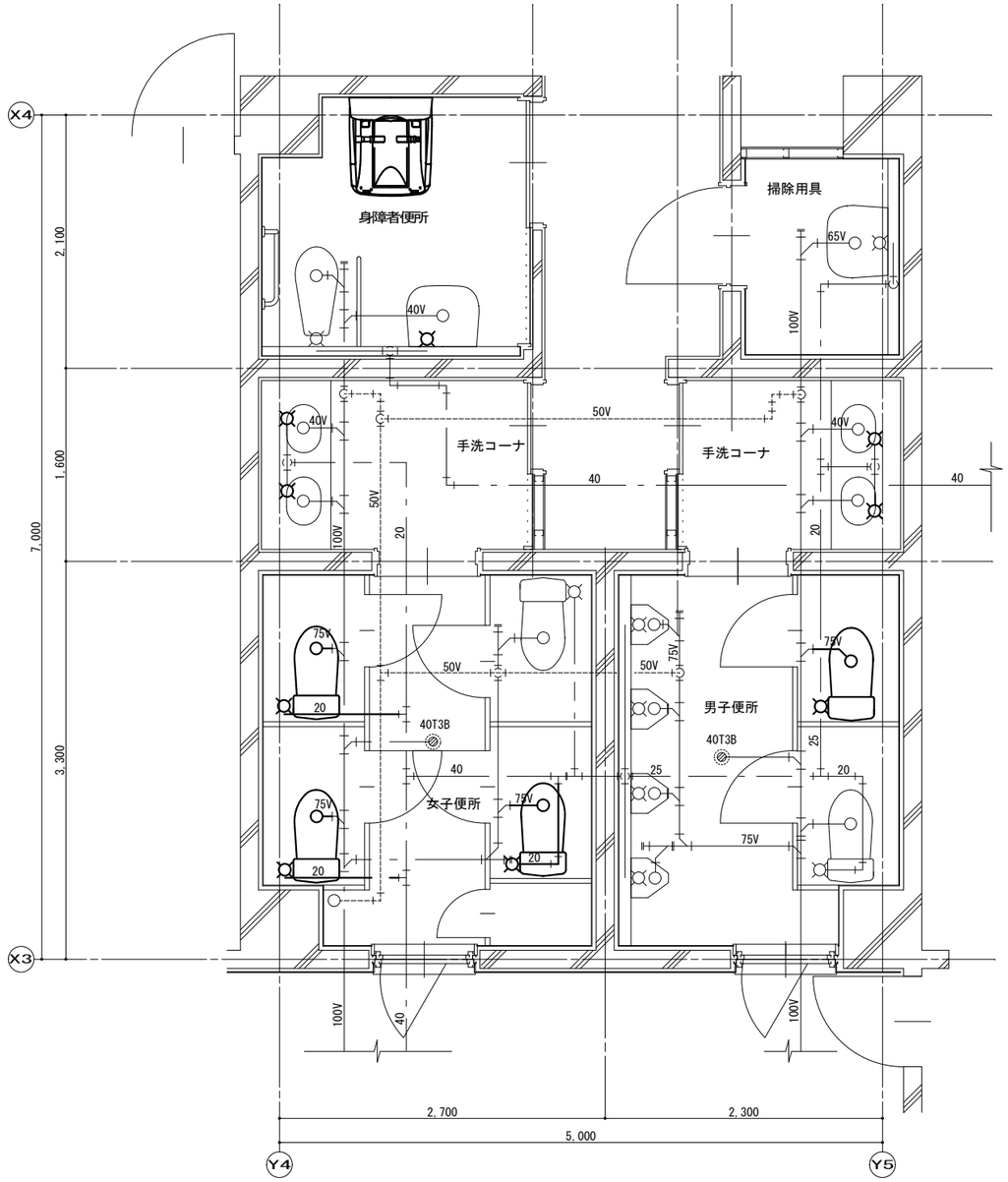

衛生設備1階便所改修平面図　S＝1/50

ＨＡＲＡＤＡ・ＡＲＣＨＩＴＥＣＴＵＲＥ　ＧＲＯＵＰ株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	衛生設備1階便所改修平面詳細図	図面番号	M－07
管理承認		鶴岡市建設部						縮尺	1／50	区分	
確認		建築課									
作成		設計承認済									

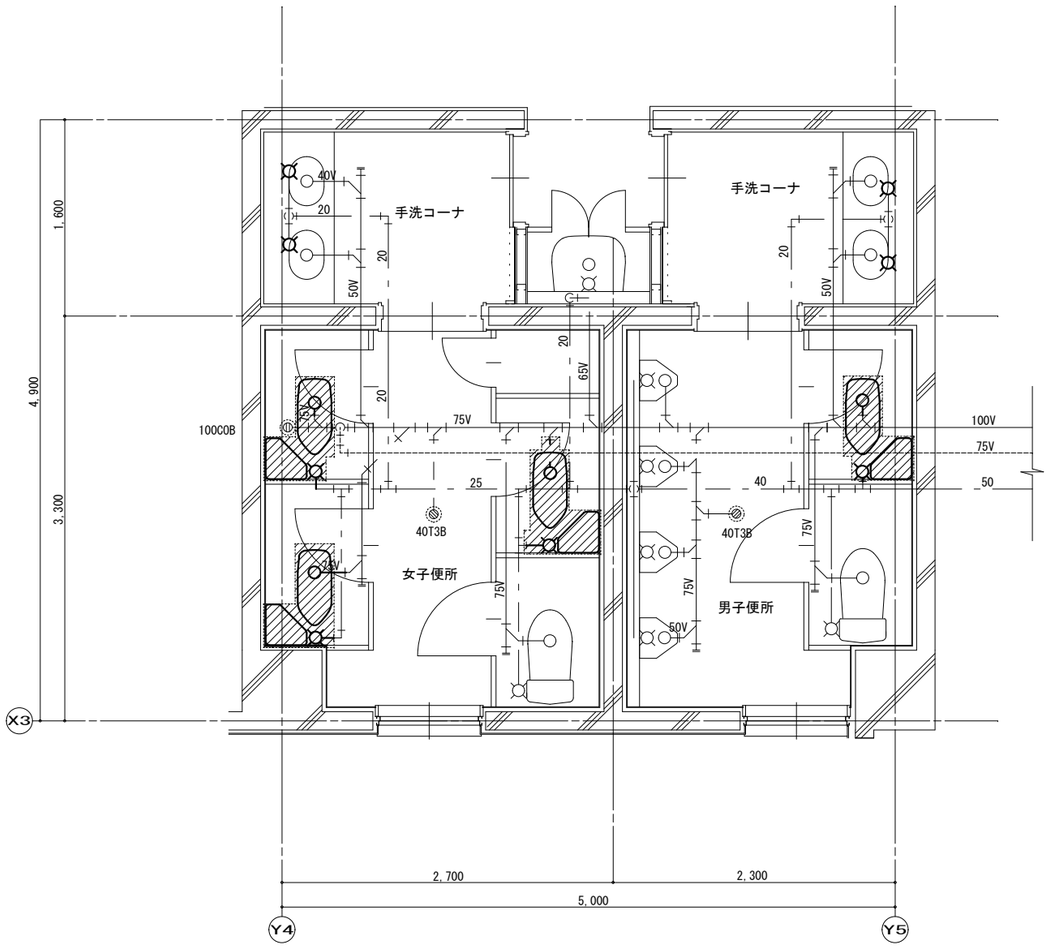

衛生設備2階便所撤去平面図　S＝1/50

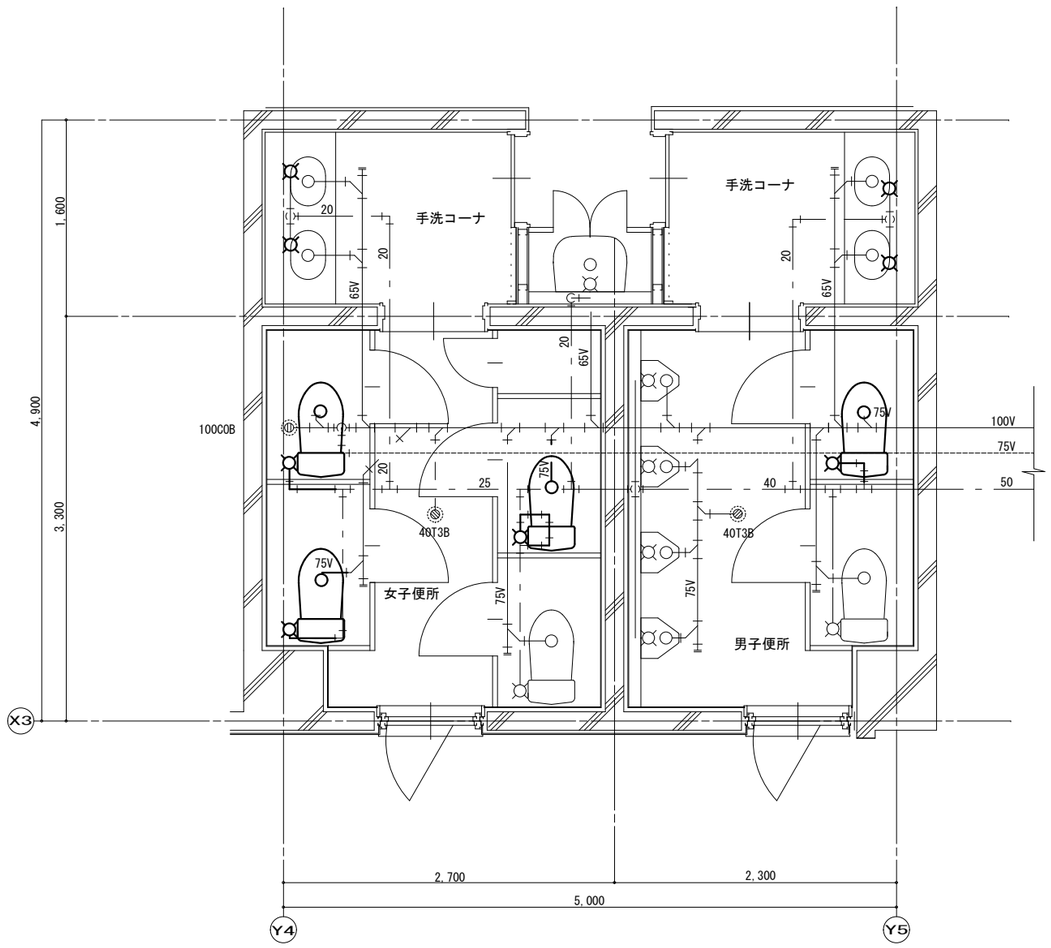

衛生設備2階便所改修平面図　S＝1/50

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	衛生設備2階便所改修平面詳細図	図面番号	M－08
管		鶴岡市建設部						縮尺	1／50	区分	
承認		建築課									
確認		設計承認済									
作成											

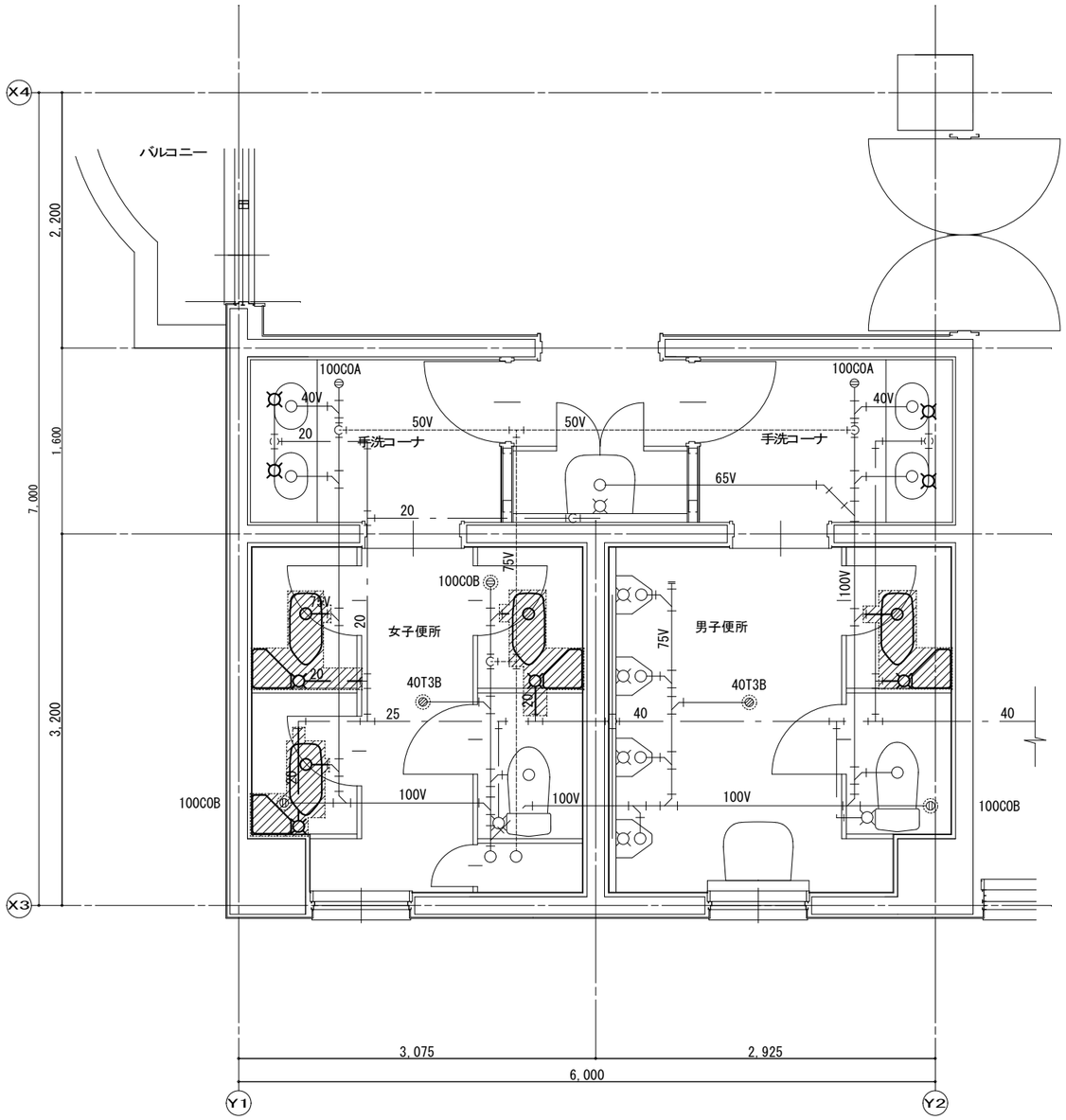

衛生設備3階便所撤去平面図　1/50

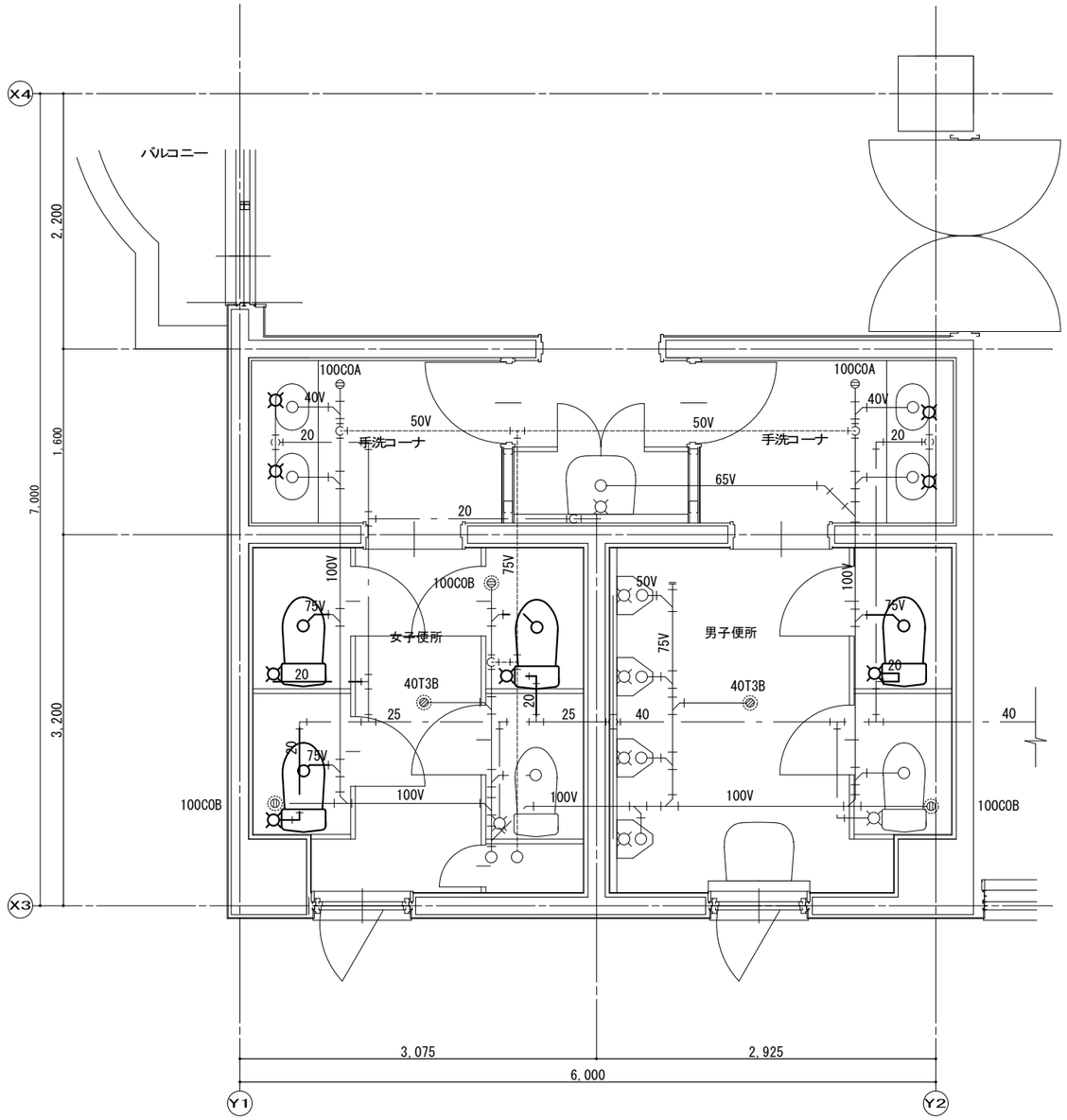

衛生設備3階便所改修平面図　1/50

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	管理 / 承認 / 確認 / 作成	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	衛生設備3階便所改修平面詳細図
			鶴岡市建設部 建築課 設計承認済						縮尺	1／50
									図面番号	M－09
									区分	

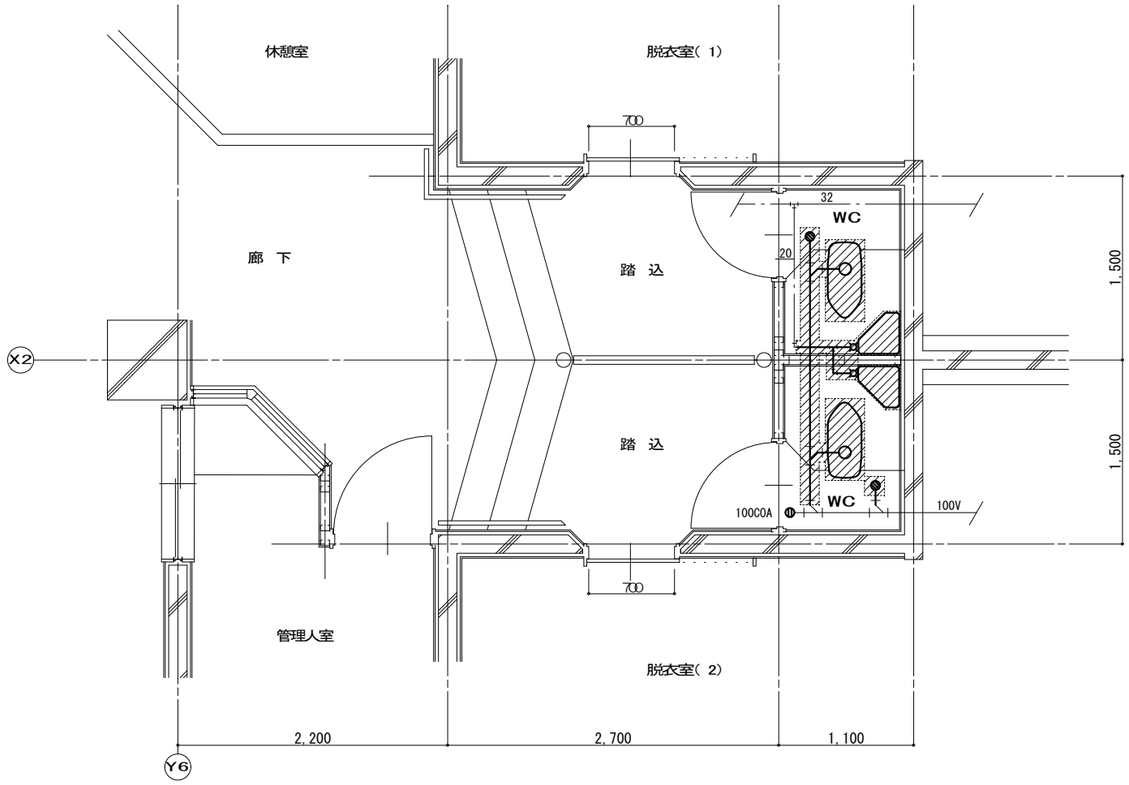

衛生設備銭湯ＷＣ撤去平面図　Ｓ＝1/50

撤去部分を示す

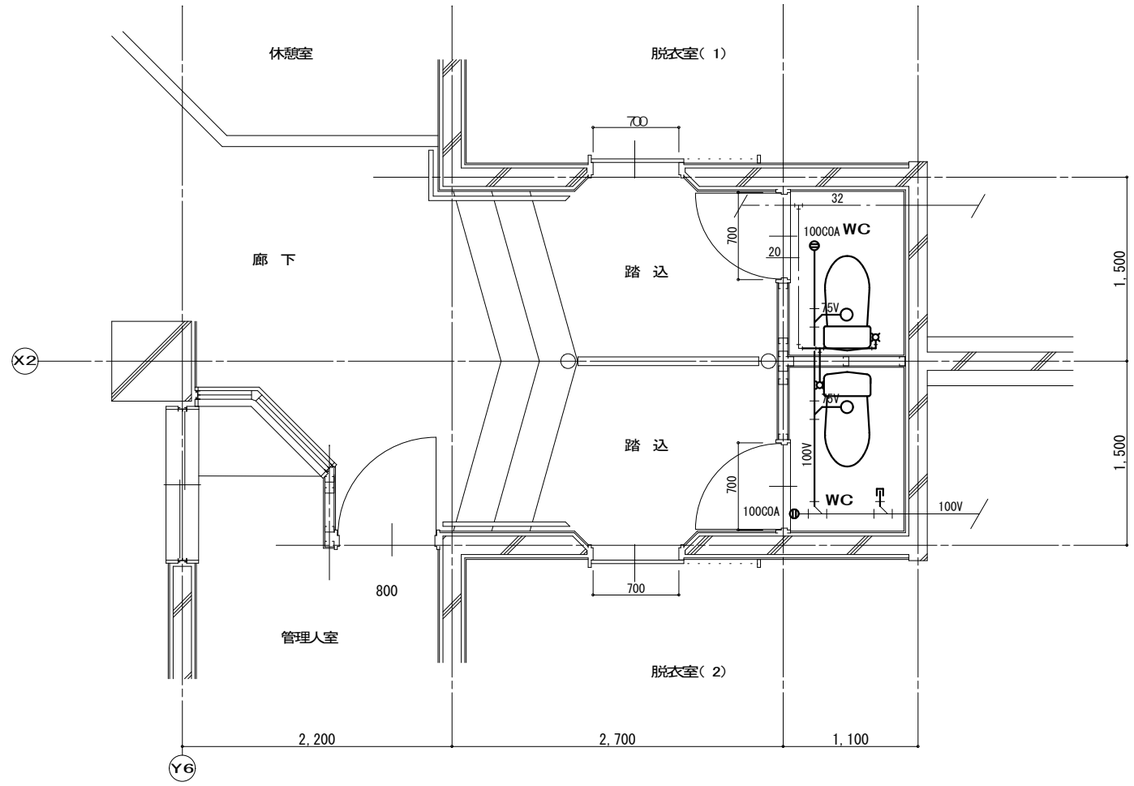

衛生設備銭湯ＷＣ改修平面図　Ｓ＝1/50

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図		訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	衛生設備銭湯ＷＣ改修平面詳細図	図面番号	Ｍ－10
	管											
	承認		鶴岡市建設部									
	確認		建築課						縮尺	１／50	区分	
	作成		設計承認済									

空調機器表

記号	機 器 名 称	機　器　仕　様	電気容量			数量	設置場所	備考（参考品番）
			φ	V	kw			
ＡＣＰ－１	空冷パッケージエアコン	型　式　　天吊同時ツイン形　寒冷地仕様　耐重塩害仕様　冷媒ガスＲ３２ 能　力　　冷房：14.0（4.6～16.0）kw　暖房：16.0（4.1～20.7）kw 附属品　　ワイヤレスリモコン　屋外機架台壁掛形（溶融亜鉛メッキ）	3	200 （最大）	4.10 （8.20）	2	3階大ホール	PCZX-HRMP160KL3
ＡＣＰ－２	空冷パッケージエアコン	型　式　　天井カセット２方向形　寒冷地仕様　耐重塩害仕様　冷媒ガスＲ３２ 能　力　　冷房：10.0（3.6～11.2）kw　暖房：11.2（3.2～14.2）kw 附属品　　ワイヤレスリモコン　屋外機架台壁掛形（溶融亜鉛メッキ）	3	200 （最大）	2.81 （6.64）	1	3階大ホール　ステージ	PLZ-DHRMP112KL3
ＡＣＰ－３	空冷パッケージエアコン	型　式　　天井カセット４方向形　寒冷地仕様　耐重塩害仕様　冷媒ガスＲ３２ 能　力　　冷房：10.0（3.6～11.2）kw　暖房：11.2（3.2～14.2）kw 附属品　　化粧カバー　ワイヤレスリモコン　屋外機架台壁掛形（溶融亜鉛メッキ）	3	200 （最大）	2.26 （6.69）	1	3階ホール	PLZ-DHRMP112HF3
ＡＣＲ－１	ルームエアコン	型　式　　壁掛形　寒冷地仕様　耐重塩害仕様　冷媒ガスＲ３２ 能　力　　冷房：2.2（0.6～2.9）kw　暖房：2.8（0.6～6.6）kw 附属品　　ワイヤレスリモコン　屋外機架台壁掛形（溶融亜鉛メッキ）	1	100 （最大）	0.54 （1.98）	1	1階管理人室	MSZ-KXV2223
ＥＰ－１	電気パネルヒーター	型　式　　ステンレス製粉体塗装仕上　サーモ付 能　力　　最大発熱量　1,075kcal/h 附属品　　壁掛用ブラケット	1	200	1.25	6	1～3階男女WC	NYS-1250 既設パネルヒーター撤去
ＥＰ－２	電気パネルヒーター	型　式　　ステンレス製粉体塗装仕上　サーモ付 能　力　　最大発熱量　645kcal/h 附属品　　壁掛用ブラケット	1	200	0.75	2	1、2階身障者WC	NYS-750 既設パネルヒーター撤去
ＨＥＵ－１	熱交換形換気扇	型　式　　天井カセット形　ダクト径200φ　スタンダードタイプ 能　力　　風量：520m3/h×50Pa 附属品　　200φSUS深型セルフード（FD、防虫アミ付）	1	100	0.195	2	3階大ホール	LGH-N50CS3
ＦＥ－１	有圧換気扇	型　式　　低騒音形ステンレス製　オールステンレスタイプ　羽根径30ｃｍ 能　力　　風量　1,680m3/h 附属品　　SUS製電気式シャッター　SUS製ウエザーカバー（FD、防虫アミ付）	1	100	0.061	2	1階男女浴室	FE-30BSXC2　PS-30SMXA3 W-30SBFM 既設有圧扇撤去
ＦＥ－２	天井換気扇	型　式　　低騒音形２部屋換気用 能　力　　風量　130m3/h×40Pa 附属品　　吸込グリル　副吸込グリル　天吊金具	1	100	0.0135	1	1階浴室男女WC	VD-13ZFC13 既設ファン撤去

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事 （機械設備工事）	図面内容	空調機器表	図面番号	Ｍ－11
管 承認 確認 作成		鶴岡市建設部 建築課 設計承認済						縮尺	NON	区分	

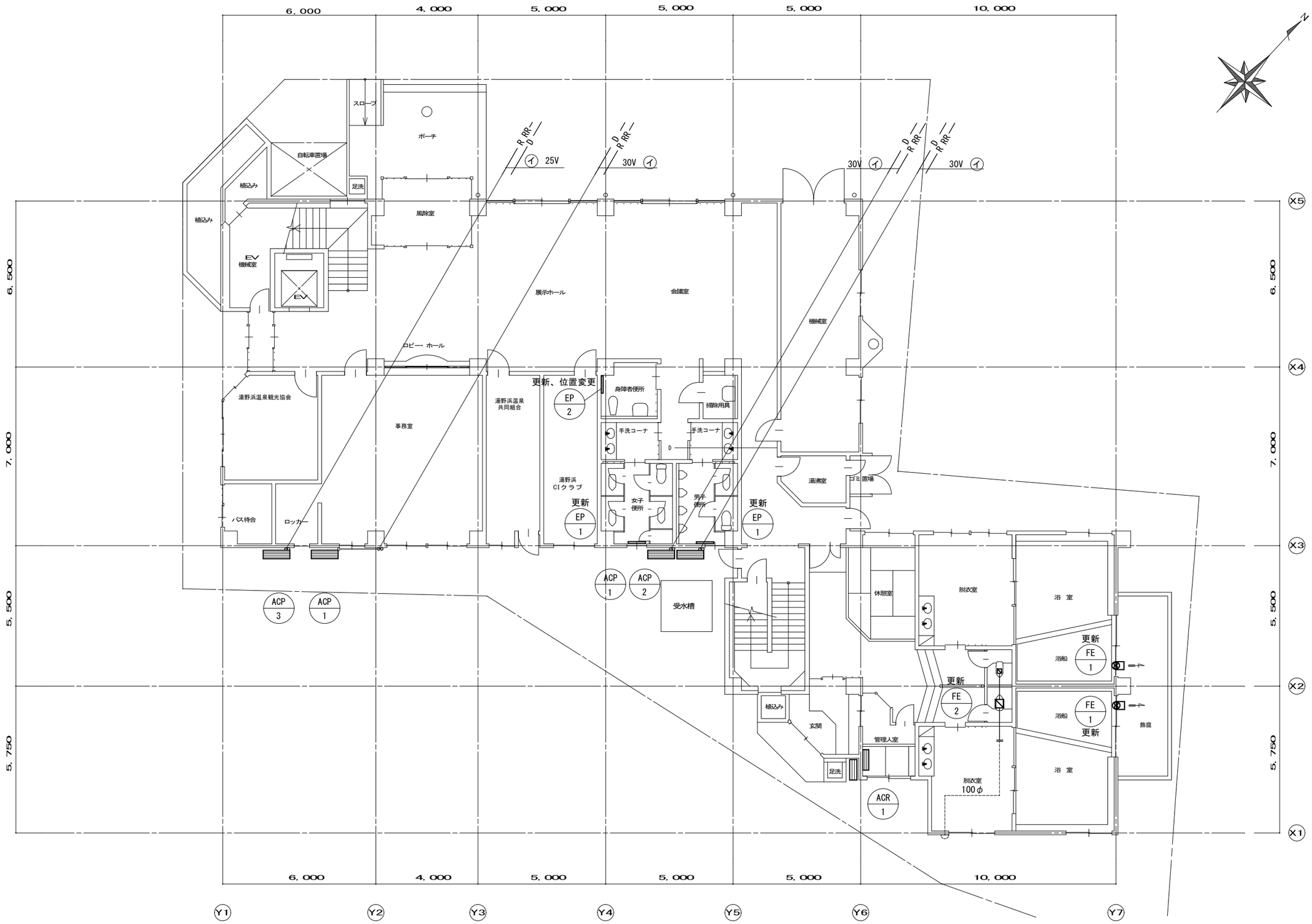

空調、換気設備1階平面図　S=1/150

HARADA・ARCHITECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	空調、換気設備改修1階平面図	図面番号	M－12
管											
承		鶴岡市建設部									
確		建築課						縮尺	1／150	区分	
総		設計承認済									
作成											

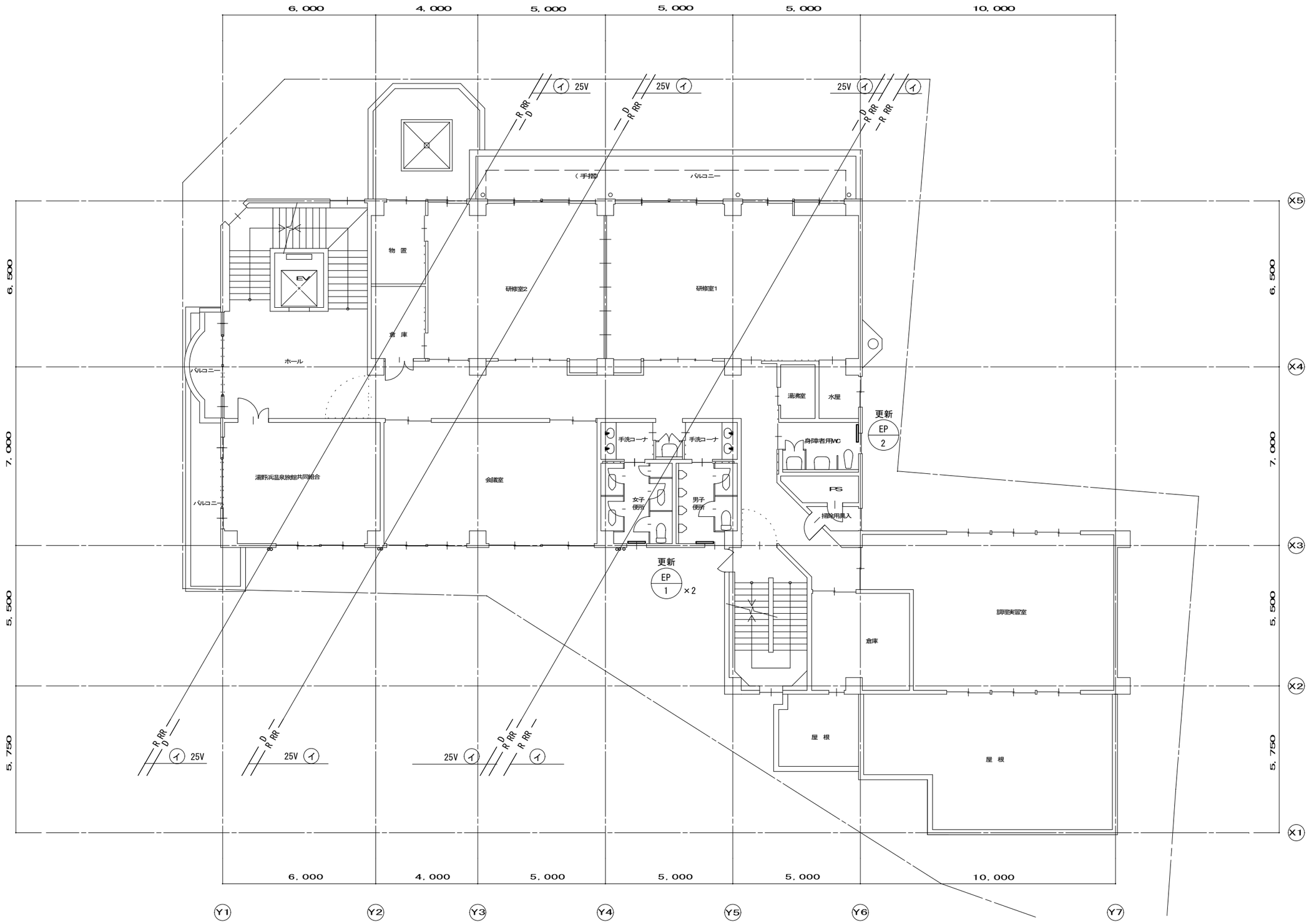

空調、換気設備改修2階平面図　S＝1/150

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	空調、換気設備改修2階平面図	図面番号	M－13
管理		鶴岡市建設部						縮尺	1／150	区分	
承認		建築課									
確認		設計承認済									
作成											

冷媒配管リスト

記号	ガス管	液管	備考
イ	φ15.88	φ9.52	ペア管

コア抜きリスト

記号	コア径	厚さ	備考
a	φ200	150	
b	φ100	150	
c	φ75	150	

※1　内外連絡線はVVF1.6-3Cを冷媒配管共巻とする。

※2　リモコン配線はKPEV0.75-2Cを使用し取付位置は監督し決定する。

※3　屋外化粧カバーはSD-100を使用する。

空調、換気設備改修3階平面図　S＝1/150

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	管	承認	確認	作成	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事（機械設備工事）	図面内容	空調、換気設備改修3階平面図	図面番号	M－14
						鶴岡市建設部 建築課 設計承認済						縮尺	1／150	区分	

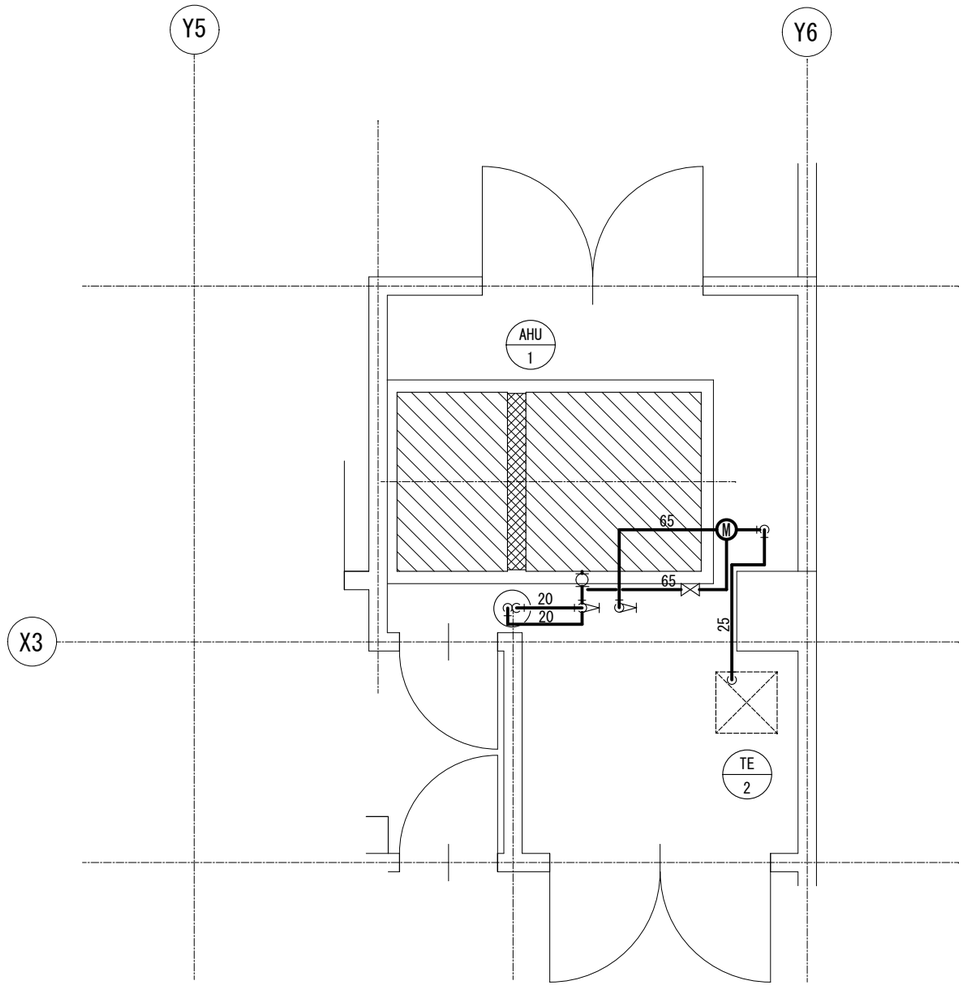

空調、換気設備PH機械室機器、配管撤去平面図　S＝1/50

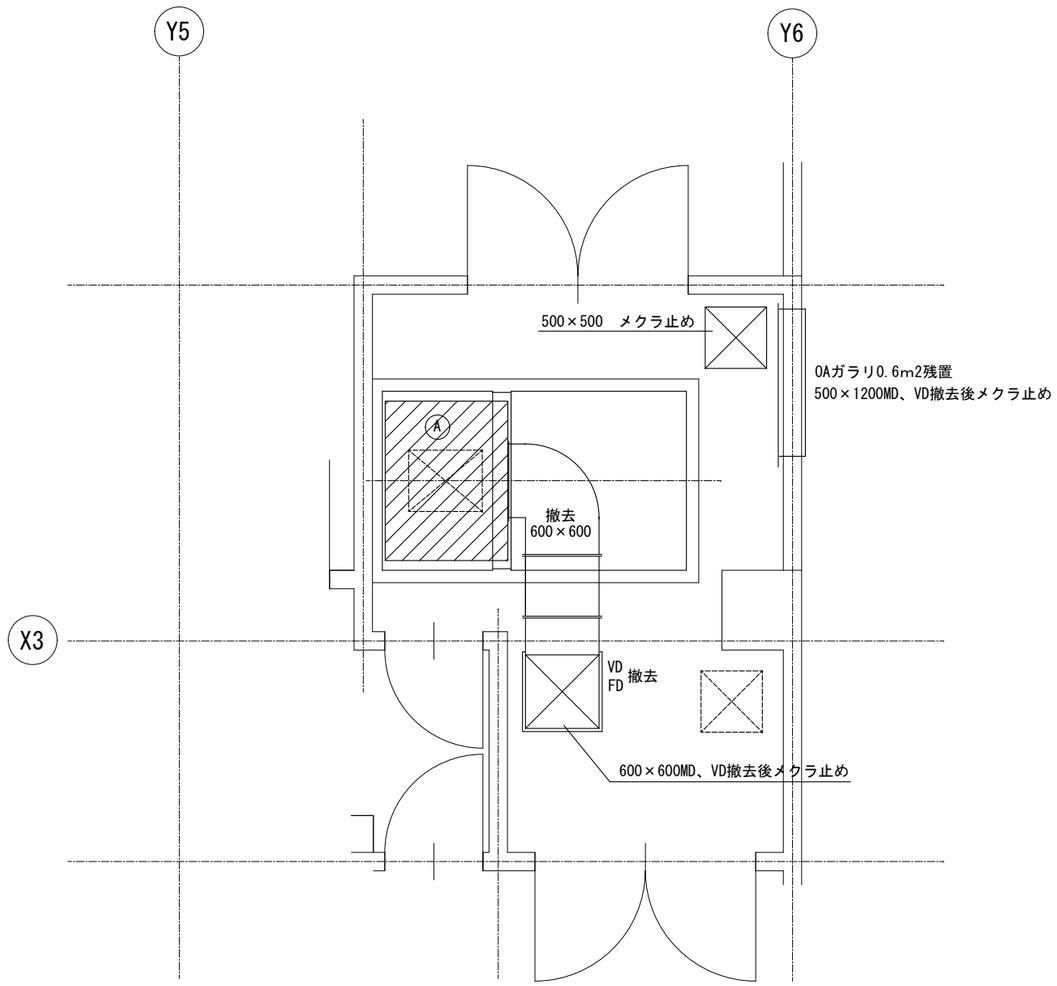

空調、換気設備PH機械室機器、ダクト撤去平面図　S＝1/50

製品重量　概算1070kg

記号	名称	仕　様	備考
AHU-1	空　調　機	横型　冷房能力：77,900kcal/h　暖房能力：86,100kca/h　加湿器 防振架台　加湿器共　3φ200V　3.7Kw　製品重量　概算1070kg 配管付属品　50×50三方弁　BV65×2　BV50×1　FJ65×2	撤去・処分
TE-2	膨張タンク	TE-100形（500×500×500H）　SS3.2t　架台H＝2000	残置

記号	名称	仕　様	備考
A	サプライチャンバ	1400×1000×850　内貼りGW50t	撤去・処分

HARADA・ARCHI TECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８台４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

竣工図	訂正	令和７年１月31日	担当	主査	課長補佐	課長	湯野浜振興センター改修工事 （機械設備工事）	図面内容	空調、換気設備PH機械室撤去詳細図	図面番号	M－15
管理		鶴岡市建設部						縮尺	1/50	区分	
承認		建築課									
確認		設計承認済									
作成											

空調設備屋外立面図　S=1/100

HARADA・ARCHITECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８第４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２４５（２３）８８６７

竣工図	管 / 承認 / 確認 / 作成	訂正	令和７年１月31日 鶴岡市建設部 建築課 設計承認済	担当	主査	課長補佐	課長

湯野浜振興センター改修工事
（機械設備工事）

図面内容	空調設備屋外立面図（東側）	図面番号	M－16
縮尺	1/100	区分	

工事区分表（他工事との取合い等）

区分は○印を適用する　　Ａ　建築工事　　Ｅ　電気設備工事　　Ｍ　機械設備工事

※　複数箇所に○印のあるものは、各工事を適用する

	項目	Ａ	Ｅ	Ｍ			備考
躯体関係							
○ＲＣ造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通スリーブ	○	○	○			
	貫通スリーブの補強	○					
	開口部の型枠・補強	○					
	貫通スリーブ・開口部の墨出し	○	○	○			
	貫通スリーブ・型枠部の穴埋め	○	○	○			
Ｓ・ＳＲＣ造（梁・壁床）の貫通孔・開口部	鉄骨貫通鋼管スリーブ	○					
	貫通スリーブ	○	○	○			
	貫通スリーブの補強	○					
	開口部の型枠・補強	○					
	貫通スリーブ・開口部の墨出し	○	○	○			
	貫通スリーブ・型枠部の穴埋め	○	○	○			防火・防煙区画
	予備スリーブの穴埋め	○	○	○			防火・防煙区画
○設備機器の基礎	機器取り付け用アンカー・架台		○	○			
	基礎	○					
	太陽光発電設備基礎	○					
	太陽光発電設備架台		○				
エレベーター関係	機械室・昇降路の躯体	○					
	機械室の床開口	○					
	機械室の床配管ピット・蓋	○					
	機械室の上げ床コンクリート打設・仕上	○					
	巻上機周囲のチェッカープレート敷						
	昇降路内ピット防水	○					
	ピット点検タラップ						
	各階出入口穴あけ・同補強	○					
	三方枠取付・枠廻り埋戻し・同補強						
	昇降路がＳ造の時の出入口扉・三方枠及び幕板の受け	○					
	昇降路の中間ビーム、ブラケット、レールブラケット支持柱、他昇降路内の鋼製部材一式						
	昇降路がＳ造の時の中間ビーム及びブラケットの受けピース	○					
	機械室天井・昇降路内フック取付	○					
	ホール押釦・インジケータなどの壁開口	○					
	機械室内換気設備			○			
	エレベーター制御盤までの一次側動力用配管配線工事（ＡＣ３相　２００Ｖ５０ＨＺ）		○				
	エレベーター制御盤までの一次側電灯用配管配線工事（ＡＣ単相　１００Ｖ５０ＨＺ）		○				
	エレベーター制御盤以降の接地用配管配線工事（Ｄ種接地）		○				
	エレベーター制御盤までの火災警報用配管配線工事		○				
	エレベーター制御盤から非常用インターホンまでの配線及びインターホン取付工事						
	エレベーター制御盤から非常用インターホンまでの配管工事		○				
	エレベーター制御盤までの館内放送用配管配線工事		○				
	エレベーター遠隔監視用配線工事（図示された場合）（ＭＤＦからエレベーター制御盤まで）						
	エレベーター遠隔監視用配管工事（ＭＤＦからエレベーター制御盤まで）		○				
	エレベーター制御盤からエレベーター監視盤又は警報盤までの配管配線工事						
	エレベーター制御盤からエレベーター内監視カメラまでの配管配線工事						
	保守遠隔監視用（電話回線）配管工事		○				
	緊急地震速報受信用配管工事		○				
	昇降路頂部煙感知器・熱感知器設備工事		○				

	項目	Ａ	Ｅ	Ｍ			備考
	ピット内点検用コンセント設備工事		○				
	エレベーターシャフト吊りフック（必要な場合、建築工事に支給）						
	レールブラケット取り付けファスナー（必要な場合、建築工事に支給）						
	動力計測用電力計から自動制御盤までの配管・配線工事			○			
その他	トラフ・ピット類（ふたを含む）	○					
	ＲＣ造各種ピット	○					
	同上用マンホール・タラップ	○					
	排水溝	○					
	オイルサービスタンクの防油堤	○					
	フリーアクセスフロア内の防水堤	○					
	設備室内床排水管			○			
仕上関係							
○鉄天井・壁下地	ボード類の切り込み	○					
	下地材の切込み・補強	○					
	開口部の墨だし	○	○	○			
可動間仕切	切込み・補強	○					
	各種ボックス類	○	○	○			
○ボルト及びインサート	設備機器類用		○	○			
○排気関係	外壁ガラリ	○					
	防風板	○					
	ウエザーカバー・ベントキャップ			○			
	排気フード（標準詳細図によるステンレス製）	○					
	排気フード（レンジフード等既製品）			○			
○廻り機器	流し台・吊り戸棚・水切り棚・コンロ台	○					厨房用はＭ
	手洗い・洗面器カウンター	○					
	鏡（標準品）			○			
	鏡（注文品）	○					
	多目的便所手すり・便器類手すり	○					
	トイレブース内小物棚	○					
	ベビーシート	○					
	ユニットバス・シャワーユニット			○			
	既製浴槽			○			
	コンクリート浴槽	○					
	浴槽排水金物			○			
	洗濯機パン			○			

	項目	Ａ	Ｅ	Ｍ			備考
○事務室廻り	フリーアクセスフロアパネル切込み加工	○					
	フリーアクセスフロア給排気グリル	○					
	フリーアクセスフロアコンセント		○				
	壁・天井空調給排気グリル			○			
○その他	感知器連動防火戸のレリーズ用切込み	○					
	消火器ボックス	○					
	表面仕上が必要な全熱交換機等の表面仕上	○					ボード類、塗装のみ
	壁・天井・床点検口	○					Ｍ・Ｅ用含む
	駆動装置が電動の建具類の１次電源及び１次・２次配管		○				
	同上本体・操作スイッチ及び２次電源	○					
	駆動装置が電動のブラインド・排煙オペレーター等の１次配線及び１次・２次配管		○				
	同上本体・操作スイッチ及び２次配線	○					
	映像音響設備のある室で操作卓にスイッチを組み込む電動ブラインド		○				
	電動スクリーン及びボックス		○				
	電気錠及び扉～枠通電金具及び２次配線	○					
	同上用１次配線及び１次・２次配管		○				
	避雷導体の接続		○				
	笠木を棟上げ導体とした場合の笠木～笠木の接続	○					
	ルーフドレン及びたてどい	○					
	煙突の水抜き管（排水管）	○					
	地震感知器の配管配線			○			
	防煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰと連動制御器までの配管配線及び連動制御盤から煙感知器までの配管配線		○				
屋外関係							
排水・ハンドホール廻り	雨水排水設備	○					
	くつ洗いの排水金物・排水管	○					
	駐車場・車庫廻りのガソリントラップ	○					
	雑排水・汚水排水設備			○			
	ハンドホール		○				
	Ｅ・Ｍ柄で充填用マンホールふたを使用した場合の表面仕上	○					
	雨水利用設備（ルーフドレン、縦樋はＡ、縦樋から集水桝までＭ）	○		○			
オイルタンク廻り	オイルタンク本体		○	○			
	オイルタンクの外部、基礎	○					土工事含む
	同上杭及び杭頭処理	○					
浄化槽廻り	浄化槽本体（ユニット型）			○			土工事含む
	浄化槽本体（現場施工型）	○					土工事含む
	浄化槽（ユニット型）の外部、基礎	○					土工事含む
	杭及び杭頭処理	○					
その他							

HARADA・ARCHITECTURE　GROUP株式会社
管理建築士　１級建築士登録第１８５８０５号　野尻里志
１級建築士事務所　山形県知事登録（１９０３）第４２５号　山形県鶴岡市日和田町１５－１９
補償コンサルタント　建設大臣登録　補１８第４５３１号
ＴＥＬ（代表）０２３５（２３）８８４４／／ＦＡＸ０２３５（２３）８８６７

検図	保管	訂正	令和7年1月31日	担当	主査	課長補佐	課長
担当	承認		鶴岡市建設部				
製図	確認		建築課				
	作成		設計承認済				

竣工図

湯野浜振興センター改修工事
（機械設備工事）

図面内容	工事区分表	図面番号	Ｍ－１７
縮尺	―	区分	